

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十号

昭和四十二年五月二十三日(本曜日)
午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君
理事 天野 公義君 理事 小川 平二君
理事 鴨田 宗一君 理事 中川 俊忠君
理事 田中 武夫君 理事 中村 重光君
理事 麻生 良方君
稻村左近四郎君 遠藤 三郎君
小笠 公韶君 岡本 茂君
神田 博君 黒金 泰美君
小山 省二君 齋藤 憲三君
坂本三十次君 白濱 仁吉君
田中 六助君 丹羽 久章君
橋口 隆君 三原 朝雄君
武藤 嘉文君 石野 久男君
岡田 利春君 佐野 進君
中谷 鉄也君 永井勝次郎君
古川 喜一君 塚本 三郎君
吉田 泰造君 近江已記夫君
岡本 富夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君
國務大臣 塚原 俊郎君
國務大臣 宮澤 喜一君
出席政府委員
科学技術庁原子力局長 村田 浩君
外務省中南米・移住局長 安藤 龍一君
通商産業政務次官 栗原 祐幸君
通商産業省通商局長 山崎 隆造君
通商産業省貿易振興局長 今村 昇君

通商産業省企業局長 熊谷 典文君
通商産業省化学工業局長 吉光 久君
通商産業省公益事業局長 安達 次郎君
中小企業庁長官 影山 衛司君
委員外の出席者
通商産業省企業局参事官 橋本 徳男君

五月二十三日

委員中谷鉄也君辭任につき、その補欠として下平正一君が議長の名で委員に選任された。

委員下平正一君辭任につき、その補欠として中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

五月二十二日

電気工業を営む者の営業所の登録等に関する法律案(小宮山重四郎君外十六名提出、衆法第四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
通商産業の基本施策に関する件
経済総合計画に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○島村委員長 これより会議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。麻生良方君。

○麻生委員 一般的な御質問を少し申し上げたいと思います。最近の輸出貿易の振興状況について関係者に伺いたいと思います。

初めにちょっと資料じみたことを伺いして恐縮ですが、最近の日本の、特に中小企業関係の輸出状況ですね。できましたならばここ二、三年のその状況の推移をひとつお知らせいただきたい。

○今村(島)政府委員 ただいま御質問の、ここ二、三年ばかりの輸出の中小企業製品を中心とした状況を御説明申し上げますが、輸出そのものは、御承知のように、昨年は一昨年に比べて一四・二%増の約百億ドルの通関でございまして、全体的に伸びておりますが、その中に占める中小企業製品の比率というのは、直接通関統計からこれを拾い出すことは不可能でございますので、工業統計から類推をいたしまして、輸出全体の中に中小企業の製品が何%入っておったかという数字を試算をいたしますと、昭和三十八年におきましては五〇・四%、三十九年におきましては四八%、四十年におきましては四五・五%、四十一年は、一月から九月までの九カ月間でございまして、四五・六%という数字になつておるのでございます。

次に、これを商品別に見ますと、昭和四十年におきまして、中小企業製品の輸出のうちでいわゆる重化学工業品というものが占めますところの比率は四五%でございます。これに対して、軽工業品その他の比率は五五%でございます。全体の輸出に対する重工業製品の比率というものに比べますと、幾分か比率が少なくなつております。しかし最近の状況は、わが国の輸出の全体の構成が変化してまいりますに伴いまして、中小企業

製品の面におきまして、重化学工業品の比重が逐次増大をしてくる、こういう傾向があるように思います。なお、もっと具体的に申しますと、機械類の比重が非常にふえてまいりまして、その反対に繊維製品及び食料品といったものの比重が低下をしてまいつておるわけでございます。

第三番目に、市場別に見ますと、やはり何と申しましても北米が中心でございます。中小企業製品の輸出の約三分の一は北米向けであるということができると思います。次いで東南アジアでございます。こういう主要市場に對しましての中小企業の工業製品の占める比率は、大体四五から五〇%ぐらい、こういうふうな推定されるのでございます。

○島村委員長 政府委員の申がうしろのほうに通らないようですので、なるべく大きな声でお願いいたします。

○麻生委員 いま御説明をお伺いしておりますと、三十七年度が抜けておりますが、三十七年度は五三・何%か、五四%ぐらいの輸出になつておったと思ひます。そうすると、やはり一般的には少し下降のきみがあるというふうな感じがいたします。ちょっと角度を変えて、あなたは、日本の産業構造面から見て、中小企業関係の輸出が全体の輸出総額のどのぐらいの比率を占めることが望ましいというふうなことを考へておられるか、ちょっとお伺いいたします。

○今村(島)政府委員 これはたいへんむづかしい御質問でございます。ちょっとどのぐらいということの確に申し上げることは困難でございますが、やはり日本の輸出の現段階におきましては、主として中小企業分野によつて生産をされておりますものがまだかなりウェートを占めておりますので、いわゆる発展途上国その他の関係でもし急速にこの比重が低下をするというよう

うなことがあるのは非常にゆゆしい問題でござい
ますから、少なくとも現状程度の比率が当分続い
ていくということが一番適当ではなからうかと思
います。

○麻生委員 今度の国会で中小企業の近代化のた
めの法律をいろいろ用意されておる。近代化をし
ていくことは、何も国内の企業設備を近代化す
るばかりでなくて、自由競争に耐えられる中小企
業の構造をつくっていくということが大きな目
標になつてくる。そうすると、やはり日本の大局的
立場に立つた特に貿易政策、産業政策を考えたと
きに、問題はやはり、目標というものをつくつて、
国民なり中小企業者が努力をして、それに近づい
ていくことだと思ふのです。そういう意味でお伺
いしたのですが、あなたの答弁のように、現状維
持でいいということであれば、何も近代化にも、
これ以上自由化というものにも対処していく必要
もなくする。ただ単にいまの状態を維持してい
くために近代化を遂げていけばいいということでは、
かなり消極的政策ということになるから、やはり
もう少し中小企業に積極的政策をとっていただく
目標をお伺いしたわけです。それについてもう少し
しあなたの御見解を承りたい。

○今村(農)政府委員 たいへん私のことばがちょ
と足りませんでしたので再度御質問がありまし
たが、現状程度と私が申し上げましたのは、輸出
がたとえいまの中期計画によりまして毎年一
一〇程度ふえていくことになつております
ので、輸出全体としてはふえてまいります。した
がいまして、当然中小企業分野の輸出もそれ相応
の伸びをしなければならぬわけでございます。
ただ、いわゆる発展途上国その他の問題がだんだ
ん出てまいりますので、このまま放置をしておき
ますと、やはり中小企業分野にしわ寄せがくるお
それもございますので、私どもとしましては、特
に中小企業分野の輸出振興というものに対しまし
て、ほかの分野以上に気をつけて特段の措置をと
っていく必要がある、かように思つておりますの
で、この点訂正いたします。

○麻生委員 少し夢みたいなことを考えますと、
日本を工業国とはなから世界的一位にしてい
こうということとはなかなか容易なことじゃないの
です。そこは鉄鋼産業の輸出状況が世界の三位
だ、二位だと言つておりますけれども、何といつ
ても、資源という点から考えると、これは入る
ものもあるし出るものもあるという結果になる
し、大資本主義国家を向こうに回して、大企業の
立場で世界の一等国になつていくという目標はき
わめてむずかしい。そうすると、資源の問題に日
本は必ずぶち当たつてくる。そういう点から考え
ると、どこで日本を世界的なものにしていくかと
いうことを考えると、私はやはり中小企業分野の
輸出を増大さす、しかも世界市場の中で権威のあ
る中小企業商品というものを——商品ばかりじゃあ
りません、あるいは機械とか、それをつくつてい
く基本的な国家政策が必要じゃないかと思うので
す。たとえばアメリカなどに引きまして私どもが
非常に感激するのは、やはりホンダのオートバ
イあるいはソニーですね。たとえばホンダのオー
トバイなんかは、アメリカのロスアンゼルスの小
学校の教科書にまで出ていますよ。日本の総理大
臣の名前なんか知らなくても、ホンダのオートバ
イが世界的に優秀だということとはみな知つてお
る。そういう世界的に優秀な製品を押し出してい
くのは、やはり中小企業分野の貿易振興に相当積
極的な熱を入れないといけないと思うのです。社
長の本田さんの書いた本を読んでも、これが世界
的になったのはさっぱり政府の協力がなかった
と書いてありますよ。こういうケースもあるだろ
うが、しかしやはりもっと政府は中小企業の輸出
振興というものに重点的な施策を置いていかない
と、いつまでたつても日本はある部門だけが世界
第三位、第四位で、主として日本国民の大部分の
台所をまかなつてゐる中小企業分野は依然として
伸び悩みということになつてはいかぬということ
で私は御質問申し上げたわけです。だからやはり
あなた方も、中小企業の振興ということは、当面
の問題ということよりも、もっと日本の国家的な

立場に立つ輸出振興という面からこれをとらえて
いただきたいという御注文を含めながら、実は御
質問を申し上げたわけなんです。

ちよつと質問の角度を変えますけれども、中小
企業商品を世界的にしていこうということのため
に、あなたはどういう方法があるとお考えです
か。

○今村(農)政府委員 中小企業製品の輸出振興に
つきましては、ただいまおことばにありましたよ
うに、積極的にやはり国としてこれを支援、助成
していくという方針でやつておるわけでございま
すが、何と申しまして、中小企業は海外の手足
も少のうございします。それから資本力等にも乏
しゅうございしますので、そういう点をやはり国と
して助成をしていく、こういう見地からやつてお
るわけでございします。特に、日本貿易振興会とい
う輸出振興事業団がございしますが、これの最も
大きな仕事の一つは、中小企業のために海外の市
場を開拓する、そういう目的で努力しておるわけ
でございしますが、もう少し具体的に申し上げます
と、たとえば引き合いのあつせんとか、あるいは
製品の展示事業、それから国内の優秀デザインを
海外に紹介をするような事業、それからPR事
業、あるいはまた市場調査をする、こういうよう
な事業を通じて主として中小企業の海外の販
路開拓、こういうことに努力を傾けておるわけ
でございします。また私ども通産省直接の仕事とい
まして、毎年輸出の優秀デザインを集めて、こ
れを展示をしております。そういうことでござい
ますとか、あるいはまた輸出検査法、これの活用
によりまして品質を確保していく、こういう点に
も特に力を入れておりますが、こういうようなこ
とに一番関係も深く、また一番利益を受けており
ますのはやはり中小企業製品ではなからうか、こ
ういうふうに考えておる次第でございします。

○麻生委員 一般的に日本の中小企業製品とい
ますと、まだやはり、外国に行つてメイド・イン
・ジャパンというやうが並んでいるところを見ま
すと、おみやげものの店に並んでいっているのをわ
れわれはよく見るわけですね。おみやげ品を買つ
てくると案外メイド・イン・ジャパンだったりす
る。やはり一般の市場の中でも、メイド・イン・
・ジャパンという商品はまだまだ高級品という扱い
を受けていませんね。これも少し質問の範囲がそ
れるかもしれないけれども、私、アメリカを回つ
てみて、たとえば一つの品物、食器なら食器をと
ります。デパートに参りますと、北欧からくる食
器と日本からいつている食器の価格が違ふのです
ね。品物が違ふかと思つて私調べさしてみたら。品
物はあまり違ひない。それにもかかわらず、たと
えばスプーン一つとつてみても、北欧からくるス
プーンは五十セントから一ドルくらい高く価格が
ついて、しかも売り上げを聞いてみると、北欧の
食器類のほうが売れ行きがいいという説明をデ
パートの店員がしている。日本の商品はそれより
か安いにもかかわらず売れ行きが悪い。こういう
差はどこからくるとあなたがお考えですか。

○今村(農)政府委員 たいへん先生の御指摘に
なつたような事実も、ないとし上げたいたんで
すが、実は残念ながらまだかなり残つておりま
す。日本の輸出のそもその始まりが、やはり低
価格の競争ということから海外に進出をしており
ますので、そういうもののなごりが残つておる。
それからそれを受け入れますところの相手国の人
も、当然そういうものだとどう評価が頭にごさ
いますので、やはり販売上高い値段をつけても消費
者がついてこない、こういう事実がございしますの
で、残念ながら、いま御指摘のように、金屈洋食
器でございしますとか、あるいは陶磁器でございま
すとかいうようなものは、むしろ先進国の製品と
競合しないような価格帯のところをねらつて輸出
をしている、こういうのが現状ではないか。しか
らば品質はどうかと申しますと、必ずしも日本の
ものが値段が違ふほど品質が悪いわけではござい
ません。そういう点もだんだんよくはなつてきてお
ると思ひますけれど、今後高級品のイメージをつ
くっていく、あるいは売り方にいたしまして、

それから宣伝のしかたにいたしましたも、相手のデザイナーの選り方にいたしましたも、そういう高級品らしい売り方を、だんだんイメージづくりをしていく、こういう努力が今後必要ではなからうかと思う次第でございます。

○麻生委員 日本商品が安からう悪からうで雑貨扱いにされれば、雑貨を必要とする階層への売れ行きはある程度上がります。ところが、雑貨を必要とする階層は、いかならば日常の消耗品としてこれを買うわけですから、もっと安いものが出てくれば、日本商品というものはまるで捨て去って願みない。現に最近の太平洋沿岸のデパートに陳列されておる雑貨品は、あなたも御承知のとおり、著しく日本商品が影をひそめております。それにかわって最近こそ一、二年來は香港雑貨が怒濤の勢いで進出をしている。きょうの新聞では、香港の政情等もこれから関係があるかもしれないが、しかしこれから後進国がこういうような商品を雑貨として相当売り込みに狂奔してくるという事は覚悟してかからなければならぬ。

そうすると、あなたがいまおっしゃっておる日本商品の購買階層というやつは、やがてはもっと低価格で進出してくる後進国との輸出競争に耐えがたくなってくる可能性がある。そうすれば、やはりその道は、あなたがさっき御指摘になったように、日本商品の高級化ということによって購買層をある程度変えていく必要が市場の中に生まれてきておる、こういうふうに見なければならぬ。そうすると、高級品に仕上げていくという事は、一口で言うけれどもなかなか容易なことではない。たとえば、北欧からきているスプーンと日本からいくスプーンが、品質が同じでありながら一ドルの価格相違があるという事は、これは購買者の中に北欧の品物がよりすぐれているのだという先入観があるということが大きな原因でしょう、おそらく。これも市場調査の中でかなり指摘されておると思うのです。そうすると、日本商品を高級化していくということは一口に言ってもなかなかできないのですけれども、この一ドルの高級品と雑

貨との差という事は、一体どういふところから生まれてくるかあなたはお考えですか。たとえば一つの実例を申し上げますと、あなたネクタイをしていらつしやるでしょう。あなた、ネクタイを自分でお買いになりますか。

○今村(昇)政府委員 主として自分で買います。

○麻生委員 あなたそのネクタイをお買いになるときに、何を基準にして買われる。

○今村(昇)政府委員 やはり自分の好みというのが主になると思います。それから自分のふところかげんであります。

○麻生委員 そうすると、好みというのは何ですか。柄でしょう、柄を選ぶでしょう。あとはふところ、二つですよ。これが両てんびんにかける。これはネクタイばかりではない。われわれが日常生活に使うあらゆる品物を買うときに、使えさすればよいというのでは買わなくなってきた。たとえばいす一つ買うにも、そのデザインでわれわれは買うか買わないかを判断しておる。そうすると、柄を選ぶというその柄は何ですか。値段をつけるにはコストというものがあつた。柄というものはコストの価値があるとあつた。柄はお考えになるのですか、ならないのですか。

○今村(昇)政府委員 デザインというものは、いわゆる原料代というようなコスト計算ではございせんが、やはりデザインの持つ価値というものは当然価格に反映してきておると考えます。

○麻生委員 あなたはそれをお認めになる。そうすると、そのネクタイをつくるのに人件費が幾ら、原料が幾ら、何が幾らということだけで価格というものはきまらぬ。かりに同じ品質のもので柄の悪いものは売れ残る。売れ残ったものはデパートの安売りで売られるわけ。原価を割って売られるわけ。そうすると、この柄のデザインというものは、これは近代社会においては新しい商品価値をきめる一つの重要な要素になつてきておる。このデザインというものは、これをもっと高く日本の通産行政の中でも評価しなければならぬ。ところが、中小企業者というものはそこまで

行っていないですよ。たとえば、デザインの専門家を雇つて、自分の売り出す商品をどういう包装紙に包み、どういふデザインを与えて売り出すかという力がない。だから、安からう悪からうでそのまま売り出してしまふ。そこで、私は、中小企業の振興のためにはもっと積極的に通産省がそういう指導を強化すべきだ。強化ということは取り締まるという意味じゃないんです。中小企業者ができないといふれば、大企業はできる。だから、大企業は、この大企業でもデザイン研究とかそういうものに巨額の資金をいま投入しつつある。

たとえば本田技研のホンダモーターがなぜ世界的になつたかといへば、単なる技術だけではない。そのデザインとその名称ですよ。それがアビールして著しく販路を開拓していつて、それがいつの間にかホンダモーターは世界的なんだというイメージを全世界に与えてきているわけですね。そういうことを考えますと、私は、通産省がもっとそういう方面における中小企業の指導性というものを、つくり上げてやらなければならぬと思うんですよ。いまだどういふことをやっておられますか。

○今村(昇)政府委員 ただいまのデザインについての御指摘は、もうまことにそのとおりでございます。そして、私も、そのデザイン問題が輸出に持っている役割というものを幾ら評価しても、これは評価し過ぎることはないと思うのでございせんが、残念ながら、どうもこの問題についての認識が、残念ながら、どうもこの問題についての認識が、やはり日本の各方面で必ずしも十分ではないんではなからうかと思うわけでございます。ただいま御指摘のような点は、むしろ私もとしても全くそのとおりのお気持ちでおるわけでございます。特に中小企業関係の方々にとりましては、自分ではやはりデザインの向上をやることがなかなかかむずかしゅうございせん。通産省といひましたは、先生御承知のとおり、ただいま輸出品デザイン法に基づきましてデザインセンターというものが四業種についてできております。すなわち、機械と繊維、雑貨、陶磁器と、この四つにつきましてできておりますはかに、ジェットロに付属いたしま

してデザインセンターという機関がございせん。こういうデザイン関係の機関が、一面におきましては、デザインの盗用防止を監督いたしますと同時に、デザインの向上というところにつきましても、相当事業をいたしておるわけでございます。その事業の最たるものは、いわゆる優秀デザインの展示事業でございます。これは、中小企業製品が非常に多数を占めるわけでございますが、優秀なものは、これを本年から海外で展示いたしました。日本の優秀デザインの普及につとめよう、こういうことになっております。なお、通産省自身にも工業指導所その他の機関がございまして、これが地方庁の同様の指導機関とタイアップいたしまして、全国的に相当幅広くこのデザインの指導事業を実施しておりますのでございせん。

○麻生委員 その二つですね。ジェットロでいまやっていることは私も存じています。それから、通産省で指導所ですか、つくりうとしておること存じております。その予算、金ほどのくらい使っておりますか。

○今村(昇)政府委員 予算面の金額は、ジェットロ関係におきまして本年度二千五百万円、それから、四つのデザインセンターに対する国の補助金が、これは比較的僅少でございますが、六百万円ばかりでございます。それから、優秀デザインの選定事業につきまして別に二千万円予算がございせん。——ございせんといひて、まだ目下審議中の予算案でございますが、そういうぐあいでございます。そして、どうもデザイン関係の予算は毎年相当額を要求しておりますが、なかなかこれは予算に乗りにくいのかどうか、私どもの努力が足りませんのか、必ずしも十分でないと思ひますので、引き続き今後ともひとつ努力していききたいと思ひます。

○麻生委員 いまおっしゃった金額は、これはとても指導していると言ふ義理じゃないですよ。たとえば丹下健三みたいな建築デザイナーがおるが、彼に一つの意匠設計をやつてもらつただけでどのくらいデザイン料が取られるか、あなたは御存

じだらうか。あえてここで申しませんけれども、やはり世界的にしていこうというためには、世界的なデザイナー、あらゆる面におけるデザイナーというものを養成していかなければならぬ。極端に言えば、いま丹下が設計したものだといっただけでその価格はばらばらに世界で高いのです。日本で高いばかりではない。丹下の設計料についてよしあしはいろい議論があるけれども、やはり丹下というデザイナーの名が世界的になつておる。それを基準にした設計なら、その品物は家具であろうと住宅であろうと、都市計画であろうと何であろうと、べらぼうに高い価格で売れていく。それを考えたなら、これはお話にならぬ。あなたは賛成されて、ぜひこれをやらなければいかぬとお考えになる。しかし隘路があるとおっしゃる。どこに隘路があるのですか。われわれも協力してその隘路を開通しようじゃないですか。さつぱらにやっちゃってください。

○今村(昇)政府委員 私ども一番経験上困難があると思つておられますのは、先ほどもちよつと申し上げましたが、やはりデザイン問題についての基本的な認識が行き渡っていないということではなからうか。そのデザイン一つによって非常に倍にも三倍にも売れるという事実があるにもかかわらず、単に色、柄じゃないか、形の問題だけじゃないかということ、あまりこの問題についての認識が足りないという点がやはり何と申しましても一番大きな障害ではなからうかと思つたので、むしろそういう点をひとつ根気強く私ども、啓蒙という口幅つたいですが、説明をいたしまして、そうしてデザイン問題の認識をやはり深めていくということから始めなければいけないのではなからうかと考えます。

○麻生委員 それは答弁にならぬですよ。認識が足らぬ足らぬとおっしゃるが、どこが認識が足りないのか。あなたは認識していらつしやる。と、あなたの部下が認識してないのか、あなたの上司が認識してないのか、通産省自体が、そうは言うけれども、そんなものはうってつけということ

なのか、あるいは大蔵省が全然認識しないのか、もつと具体的にひとつおっしゃってください。

○今村(昇)政府委員 私の申し上げましたのは二つの意味がございまして、予算獲得上は、やはりこれは大蔵省との折衝になります。大蔵省に対しては十分説明はいたしておりますつもりですが、私どもの説明がまずいのかどうか、必ずしも期待どおり予算がついておりません。それから、もう一つの問題は、やはり民間そのものに問題があるのではなからうか。高いお金を払ってデザイナーに御指導を請うというより、なによりも、もつと手つとり早く安いものをつくって売り込んでいこう、こういう意識のほうがむしろ強いんじゃないか。ですから、民間の関係者の方々自身にもやはりこの問題を認識してもらふ必要がある、こういうふうに考えておるのでございます。

○麻生委員 民間の意識が低いということは、これは私も初めから申し上げている点で、だからこそ、通産行政の中でその指導性をつくっていくなければならぬ、こういうふうに申し上げておるわけですが、いづれにしても、いまお話があつたように、特に意匠センター、これはデザインの研究、指導をする法律じゃないですよ、登録ですよ。この法律を読むと意匠登録ですよ、そうでしょう。だからこれは本質的に違ふのです。だから私は、あなたのほうで御研究になつて、いまあなたが考えているようなデザイン法、これを研究していただきたい。何もいまずと申し上げません。一年間くらいで、十分に部内で関係者を寄せて研究していただきたい。この法律の定めは、これは登録だけの業務です。いまむしろあるとすれば、雑貨センターに対して通産省が幾らか補助金を出しておる。この雑貨センターが民間ではかろうじてデザインの研究その他の事業をやっておりますが、この雑貨センターに出ている予算も、こゝであなたの口から申し上げさせるのははなはだ恐縮ですから、きょうは控えますけれども、これはスズメの涙ですね。だから全般的に見て、そういう面にきわめて積極的でないのです。あなたの

御認識は、質問されてみればそうお答えになるが、しかし実際に通産省が、それに積極的に取り組んでいく体制をあなたがこゝで答弁された以上、ほんとうにひとつ実行していただきたい。これはやはり中小企業商品の価格を高めていく一番キイポイントですよ。そうでないと、中小企業商品は、初めにあなたの御答弁にあつたように、雑貨を購買する層は香港その他に取られ、高級品としてのレッテルをはれない。したがって、どんなに国内で中小企業の近代化促進をやつてみても、輸出状況は下降の一途をたどらざるを得ないという結果にはね返つてくるわけですね。そういう面をひとつ十分に御研究をいただきたい。いづれまた一年ぐらいたつたら私質問しますから、同じ答弁じゃいけませんよ。せめてこれだけの成果をあげたというものをを出していただくようにお願いいたします。

それからもう一つ、私は少し方向を変えて。先ほどあなたは、中小企業商品の輸出振興は主としてジェトロがやっておる、こういう御答弁がございました。ジェトロの予算、これは本年度大体おわかりでしょうが、ちよつと念のために御説明いたしたい。

○今村(昇)政府委員 本年度は一般事業費予算として四十三億圓、それからそのほかに出資として三億圓、これがたまたまの予算案に計上されております。

○麻生委員 この予算の内訳は本年度予算案に出ておりますから、これは省略をいたします。この予算で私は足りると思ひますけれども、この予算を一応前提として、問題は、この予算をいかに有効にジェトロが使つていくかという点だと思ふのです。そこで私があなたにお聞きしたいのは、ジェトロがいま世界各国にセンターなりあるいは事務所なりを設けておりますけれども、その配置状況をちよつとお聞かせいただきたい。

これは北米に五カ所、中南米一カ所、東南アジア・オセアニアが四カ所、ヨーロッパが三カ所、中近東・アフリカが一カ所、合計で十四カ所でございます。この十四カ所に対して、内地から派遣しております職員が六十七名でございます。

次にジェトロ事務所の配置状況でございますが、北米に五カ所、中南米六カ所、東南アジア・オセアニア九カ所、ヨーロッパが十一カ所、中近東・アフリカが十二カ所、合計で四十三カ所でございます。これに対する派遣職員の数は四十四名、こういうことに相なつております。

○麻生委員 センターのあるところにはかなり大人数の職員を派遣されておると思いますが、事務所と称しているところの場所、たとえば一つ取り上げましょう。アルゼンチンのブエノスアイレスにたしか事務所がある。ここには何名派遣しておりますか。

○今村(昇)政府委員 アルゼンチンには本部からの派遣職員一名、それから現地採用の職員が二名、計三名でございます。

○麻生委員 その一名の駐在員は何をやつてゐるか御存じですか。

○今村(昇)政府委員 おもな仕事は、自分の担当地の市場調査、それから引き合いあつせん、これがおもな仕事でございますが、場合によつては、自分の担当地あるいは近接地域に見本市等がございました場合には、これの手伝いをするというふうなこともございます。

○麻生委員 ところが、そこに派遣されているのはたった一名ですよ。あと現地職員といつたところで、現地でどれだけのことができると思ひますか。私は、幾つか見聞しておりますが、名前は申し上げません。これはさきわががりますが、名前は私が何か所かの一名の駐在員のところに行くと、異口同音に言われることは、内地から来る人の送り迎え、内地から来る人のお接待、飛行場の往復、ほとんどそういうガイド的な仕事で忙殺されて報告書はだれかにたのんで義務的な報告をせざるを得ない状況であるということが言われています。

れども、かりにあなたがその一名として現地に
行った場合、どれだけの効果をあげられる御自信
が御ありですか。

○今村(農)政府委員 一つの国に一人駐在させる
という事は、お説のとおり訪客の接待その他の
仕事まで入れますと、かなりの重荷であろうとい
うことは容易に想像されるのでございますが、た
だ、訪客の接待も、やはり考えようによれば、中
小企業の方々などのおいでになったときには、こ
れに対してサービスをすることは、これは仕事の
中の重要部分なのでございまして、それだからど
うということではないと思ひますが、望むらくは、
私どもとしては、二人ないしは三人というものが
一つのグループになつて駐在する一人になれば、
やはり能率は三倍くらいにあがるということとは、
私どもも十分わかりますので、そういうことが望
ましいわけでございましてけれども、いろいろの制
約のために、実はなかなかそういう状況になつて
いないのでございまして。

○麻生委員 制約のためにそうならないことは
よくわかります。しかし、四十何億の予算を使
うのですから、ただ地図の上から見て、ここに
もいます、ここにもいますという言いわけに置い
ておつたのでは意味がないのです。実際にその人
がおれば、市場調査なり開拓の先兵として、それ
だけの効果があがつてなければならぬ。

そこで、きょうはジェトロの関係者を呼んでいま
せんから、いづれまた機会をあらためてジェトロ
の参考人をお招きした席上で、もう少しこの問題
は問い詰めて打開の方法を考えてもらいたい。た
だ私は、いまあなたが御指摘のとおり、一名では
なかなか思うようなことができない。またそれを
二名なり三名なりに当面増大できないとすれば、
むしろ南米なら南米の二カ所なり三カ所にセン
ターを置いて、そこに集約して、そこから出張さ
せるほうがはるかに効果的ではないかという気も
いたしますが、これもひとつ御研究をしていただ
きたいと思ひます。

それからもう一つは、この出張所員の待遇の間

題ですが、どのくらいの待遇が与えられておるの
ですか。

○今村(農)政府委員 まず最初の御質問でござい
ますが、私ども実は、一カ所にまとめてセンタ
ー的なものを置いたほうがどうかというこ
とは考えてみたこともございまして、やはりその国
にいるかいないかということ、ときどき出かけ
ていく調査ではなかなか中に入り込めないとい
うことがございまして、ある程度ネットワークとい
うものは必要だろうというふうに考えます。そ
で、できればやはり一カ所二人ないし三人とい
う組織にしたいわけでございます。せめて現地
採用の職員だけでもふやしていきたいということ
で、昨年度の予算で現地採用の職員をふやまし
たのが十カ所ございまして、引き続きまして本年
度の予算案におきましても十カ所の現地職員の採
用が認められておりますので、せめてそういうこ
とからだんだんとひとつ拡充してまいりたいとい
うふうに考えておりますので、御了承いただき
たいと思ひます。

それから次に待遇問題でございまして。待遇問題
につきましては、ジェトロの職員は、これは政府
そのものではございませんので、海外では何らの
外交特権のようなものは持っておりません。サラ
リーにつきましては、外務公務員の給料に比べま
して、おおよそ八掛けという基準でもつて俸
給表を作成しておりますので、まあ外務公務員の
待遇改善に伴ひまして、これに追随しながら待遇
改善をしてまいりたい、こういう実情でございま
す。

○麻生委員 外務省とのつり合いもあると思ひま
すが、しかし少なくともジェトロから派遣されて
いる駐在員というのは、現地の者から見れば、通
産省の関係の特にジェトロ、その代表者という
ふうに現地では見るわけです。私が参りました
ところのある駐在員は、私を自宅に招いて、いろ
と現地の事情を報告してくれた。自宅に行つてみ
たら、部屋におしめがぶら下がっていました。こ
れではとてもじゃないけれども市場開拓などでき

る道理がない。これではただほんとに置いてある
という名目だけにすぎないのです。だから、外務
省とのつり合いがあるにしても、駐在員というの
は少なくともジェトロの事務所長です。その事務
所長の待遇が外務省の理事官と同程度ということ
では、これはジェトロの仕事に背負つてできない
と思う。あなたもその待遇でおいでになつて、で
きますか。なんならあなたも一人でおいでにな
つてみて下さい。

○今村(農)政府委員 ただいま御指摘のとおり、
やはりジェトロの海外駐在員というものは相当な
社会的評価を得ておりますので、それにふさわし
い俸給が必要だ、こういうふうに私も基本的に
は認めておるわけでございまして、やはり行つた
人の年齢、経歴、それから勤務年限その他によ
りまして、団体としての格づけというものもござ
いますので、必ずしも所長だからといって大使、公
使並みの月給というわけにはなかなかまいらぬと
思ひますが、私ども八掛けというのは、必ずしも
これは確たる根拠があるとは思ひませんが、
一般的に政府関係団体は、その俸給表をつくり
ます際に、大体そういうふうな基準でやっております
ので、それに準じてやっておるということでは
ございまして、俸給そのものにございましては、
この基準によらないほかの基準というのはなかな
かむずかしいと思ひます。ただ、たとえば住宅の
問題でございまして、あるいは自動車の問題で
ございまして、あるいは、あるいは、あるいは、
ございまして、あるいは、あるいは、あるいは、
善というものは、これは相当に考えてまいつてお
るつもりでございまして。また今後ともそういう方
向で進んでまいりたいというふうに考えます。

○麻生委員 外務省の八掛けというのとはどこで
められたか私もわかりません。しかし少なくとも
通産省として、それだけの輸出貿易の大責任を
ジェトロに背負わしている以上、よその役所との
比例関係というのは二の次なんです。ジェトロと
してこれだけの待遇を与えれば、与えられた者も
またその使命を果たし得るという根拠から俸給
体系というものを考えなければいけない。ジェト

ロは理事会を持っておりますが、ジェトロの俸給
をきめるところはどこですか。

○今村(農)政府委員 これは日本貿易振興会法に
よりまして、ジェトロの理事長が政府の承認を受
けて定めることになっております。

○麻生委員 そうしますと、きょうはジェトロの
理事長を参考人と呼んでおられません。これは参考
人がいないところでは議論になりませんから、い
ずれ日をあらためて参考人をお呼びをした上で、
もう少しこの問題は煮詰めてみたいと思ひます。

委員長、御記録にとつていただきたいのです
が、参考人がいないと話が進みませんので、い
れまたの機会に理事会で御相談して、参考人招致
を決定していただきたいと思ひます。

それから、その給与の問題は、いづれ参考人を
呼んだときに、もう少しいまのあなたの御答弁の
趣旨に沿つて、あなたもそうお考えになつてお
るとすれば、これは通産省も氣をとめていただ
いて、もう一度再検討していただきたい、こうい
うふうに思ひます。

それからもう一つは、このジェトロの職員とい
うのは、これは国の仕事をする意味で委託を受け
て海外に行つておるのです。

○今村(農)政府委員 ジェトロの事業の中には二
種類ございまして、ジェトロ本来の事業に国が補
助をしておりますものと、それから国の事業を委
託をしておりますものと、二通りございまして、
同じ職員が二通りの仕事をかねてやってお
るのでございまして。

○麻生委員 そうすると、ジェトロの職員とい
うのは、公務員に準ずるものと解釈して差しつか
えないのですか。

○今村(農)政府委員 そのとおりでございまして。

○麻生委員 これは当然だろうと思ひます。ジェ
トロの法によると、秘密保持の責任も負わされて
おりますね。これは公務員並みに負わされてお
るわけです。したがって、一般的な解釈では、ジェ
トロの職員というのは、公務員に準ずるものとし
て扱われてしかるべきです。したがって、ジェト

口の職員が出張する場合は、公務員に準ずるものとして、その仕事の責任を持って出張するものと解釈して差しつかえないですか。

○今村(具)政府委員 ジェトロ職員の出張は、いわゆる狭い意味の公務出張ではございませんけれども、仕事の性質上、公務的な性格の非常に強い出張であるというふうに考えております。

○麻生委員 そうすると、ジェトロの職員が出張するときには当然公用として認められて出張してあると思いますが、いかがですか。

○今村(具)政府委員 その点は、一般的にはジェトロの職員の出張は一般旅券ということでございますが、特別に必要とする場合だけ公用旅券という扱いになっておるのでございます。

○麻生委員 それはおかしいじゃないですか。特別に民間のことを委託を受けて出張する場合に公務員としての扱いをしないというなら、これは話はわかります。一般的にジェトロの者が出る場合に、公務員に準ずる仕事を責任を負わしておいて、その出張扱いが一般旅券というのは、これはどうも筋が通らぬです。これはあなた自身はどうお考えになる。

○今村(具)政府委員 確かに先生のおっしゃるような点もございませうけれども、一般の政府機関の職員の場合に準じてそういう扱いになっておるのでございます。

○麻生委員 それはわかるのでございますが、一般の公務員の場合はいろいろあります。そうすると、旅券の認定、この者は公務としての出張をするのか、一般の旅券として出張するのかという認定は、どこでするのですか。

○今村(具)政府委員 それは外務省でございませう。最終的には認定は外務省でございませう。

○麻生委員 外務省で認定するというのはおかしいじゃないですか。それじゃ外務省の認定どおりになってしまふのですか。ジェトロの責任において出張させる者が、外務省でこれは一般であると認定されれば、はい、そうですかといって一般になってしまふのですか。

○今村(具)政府委員 旅券の申請の場合に、これは公用だから公用旅券を発給してもらいたい、こういう申請をかりにいたしました場合も、最終的に外務省の認定によりまして公用旅券発給が認められない場合もございませうので、最終的な判定ということになりまして、これはこちらの考えは別といたしまして、やはり外務省がその権限を持っておる、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○麻生委員 そうすると、いま各地に駐在員がいますね。ときどきジェトロから公務を帯びて出張しますね。その大部分は公用旅券としての手続がとられておるのですか。つまり特定のもののだけが認められておらないのですか。

○今村(具)政府委員 これはやや技術的になりまされども、たとえば後進地域で、公用旅券でない長期の滞在が認められない、あるいはいろいろな事業活動の上に制限がありますとか、そういう国がございまして、そういう国は公用旅券ということで認められております。それから出張の場合に、たとえば国際会議あるいはミッション等で特定の公務を帯びて行くという場合には、もちろんジェトロの職員も公用旅券の発給が認められることがございます。しかしそれ以外の一般的の場合には、これは一般旅券ということで処理をいたしております。

○麻生委員 事情はよくわかりましたが、きょう外務省の関係者に来ていただいておりますが、ちょっとその間の事情をあなたのほうから……

○安藤政府委員 公用旅券は国の用務によって渡航する者に対してのみ発給されることになっております。ジェトロは国の機関ではございせんので、ジェトロの用務で渡航する場合には一般旅券が発給されることになっておる次第でございませう。ただし、ジェトロ職員でも、各省庁より用務を委嘱されて、国の用務により渡航する場合は公用旅券が発給されております。旅券法の第二条によります国の用務とは各省庁の用務をさすのでございませう。

○麻生委員 そうすると、各省庁の用務をひっさげて行かないと公用旅券は出せないのですか。

○安藤政府委員 そうでございませう。

○麻生委員 ほんとうですか。各省庁というのは全省庁を網羅するのですか、それとも二つの省でいいのですか。

○安藤政府委員 いずれかの省でかまいません。

○麻生委員 それなら局長、技術的な問題ですよ。私は、ジェトロの職員というのは、行く場合には、当然通産省が予算を出しているジェトロの職員は、だれが見ても民間事業の職員だと考えないと思うのが当然だろう。とすれば、これが出張するものは当然国の用務をさげて行くと思つてゐる。ところが、いまのような法律のために、公務として扱われないで、おまえは民間の用務の資格で行くのだといわれたら、あなただつたらどう思う、ばかにするなと思いませんか。あなたがそういう立場に置かれたらどう思ひますか。それでけっこうだと思ひになりますか。

○今村(具)政府委員 公用旅券で行ったほうがいろいろな面で便宜が多うございませう。また仕事の性質も相当公務に近い性質だということは先ほど申し上げたとおりであります。ですから、公用旅券が出るのがやはり望ましいという感じを持っておりますが、いま安藤局長からもお話がありまして、ように、公用旅券以外の一般旅券のものが、全部これは民間の用務ということではなくて、直接政府機関の仕事に委嘱されたもの以外のものは一般旅券だ、こういう区分でございませうので、その一般旅券の中にまたいろいろなものが入つておる。たとえばジェトロのように政府そのものからの直接の委嘱は受けられないけれども、公的機関の職員が公務に準ずるような仕事で行くという

ような場合のものややはり一般旅券の中へ入つておるわけでございます。むしろ公用旅券そのものが非常に狭くなつておる。むしろそれ以外のものは全部一般旅券、こういう考え方ではございませうので、一般旅券になったからといって、これが全部民間そのものだといふカテゴリーではないのではなからうかというふうに考えます。

○麻生委員 理屈はともかくとして、幾ら民間の仕事もさげていくにしても、それがジェトロとして、ジェトロの仕事の目標に合っているから民間の業務の委託を受けて出張するのであって、ジェトロと関係のない民間の業務で行く道理がない。もしそういう事実があったら、これはたいへんです。そうでしょう。政府としてはジェトロに対してそれだけの金を出してはならず、出張する職員が、ジェトロの方向と関係なく、一民間の営利会社なり営利団体なりの仕事だけで行つてゐる事実があれば、これはたいへんです。もし民間の仕事に委託されても、その本筋はあくまでジェトロの立場に立つて、その目標に合致するから出張許可を与えてゐるのである、そういうふうに解釈すれば大体統一されるわけだ。

そこで私は、この問題を長く論争しても始まりませんから、大臣にひとつお願いしたい。それは、ジェトロというもののこのからの重要性にかんがみまして、現地に付いた駐在員なりあるいは出張する者、単なる連絡の場合は別として、その場合は、国の仕事を彼に委託をして出張せしめるのでありますから、これは当然国が責任を持って公用として扱ふべきだ、理屈はどうあれ、そのためにさしつかえのある法律があるなら、それをたてにどうでできないかというなら、これは閣議で法律の改正案を出してもらいたい。これはひとつ責任を持って善処していただきたいと思ひます。○菅野国務大臣 私はジェトロというのは民間団体のようにはいまだ考慮しておつたのですが、いま麻生委員のお話によると、公的の用もだいぶ帯びておるようでありませうから、この問題はひとつ私

も研究してもらいたいと思います。

○麻生委員 あなたはいままでジェットロを純然たる民間団体とお考えだったのですか。さつきからの貿易振興局長の答弁で、公務員に準ずるもの、しかも国の定めた法律によってでき上がっている団体であり、それに対して通産省は四十五億の金を出してある、これは補助金じゃないですよ。だから、いまだでもおそくありませんから、大臣のお考えを改めていただいて、研究する段階ではなくて、私は関係者と折衝をしていただきたい、もう一度お願いを申し上げます。

○菅野国務大臣 御趣旨よくわかりましたので、ひとつ慎重に検討したいと思います。

○麻生委員 その慎重に検討していただくことを、私も質問者の責任といたしまして、うしろから絶えず大臣に、あれはどうなった、あれはどうなったと毎日のようにお電話申し上げますから、ひとつ大臣御在任中に慎重に御検討いただいて解決していただきたい。これは単なる身分だけの問題でない。やはりジェットロの実績が上げられるか上げられないかという重要な問題です。私は何も外務省との対比だけ言っているのじゃないのです。外務省は手続上扱っているにすぎない。だから、そういう方向に行くなれば、外務省としてもこれを検討する用意があるだろうと思います。が、あなたは責任を持ってひとつ……

○安藤政府委員 三公社等の政府機関の職員の出張が原則として一般旅客でありますので、ジェットロだけ特別扱いするというのは現在のところ難色があると思いますが、この点旅客法ともからみ合わせて、検討いたすことといたしたいと思います。

○島村委員長 この際、去る十九日付託になりました、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、総理府総務長官から趣旨の説明を聴取す

ることといたします。塚原総理府総務長官。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の六第一項中「広島地方事務所」の下に、「高松地方事務所」を加える。

第三十五条の八中「三百七人」を「三百三十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の運用を強化するため、公正取引委員会の事務局の定員を増加し、同事務局に地方支部として高松地方事務所を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○塚原国務大臣 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本改正案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の運用を強化するため、公正取引委員会の事務局の機構を拡充し、定員を増加しようとするものであり、その内容は、第一に、公正取引委員会の事務局に、地方支部として、新たに、高松地方事務所を設置し、第二に、公正取引委員会の事務局の定員三百七人を三百三十六人に改めようとするものであります。

これらは、第五十一国会において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正

する法律案が可決された際の附帯決議の御趣旨を尊重いたしましたものであります。このように公正取引委員会の事務局の機構等を整備拡充することにより、違法な価格協定等の取り締まり、違法な再販売価格維持行為の規制、管理価格の実態の調査、不当景品類及び不当表示の規制並びに下請代金支払い遅延等の防止に関する業務を充実し、もって、物価対策、消費者行政及び中小企業対策の強力な推進をはかるものとしてあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○島村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○島村委員長 引き続き通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑を続行いたします。麻生良方君。

○麻生委員 ジェットロの問題につきましては、まだ御質問をしたい点がありますが、参考人がおりませんと明確にならざる点もあるようでございまして、先ほどの委員長へのお願もございまして、後日またあらためましてこの問題については再質問をさせていただく機会を持ちたいと思っております。

もう一つ御質問申し上げたいのは、私は直接の問題ではないと思いますが、いま原子力の開発問題がいろいろな点で話題になっておりまして、電力会社がそれぞれの立場で開発をしている面もあるし、それから今度は法案付託は本委員会ではございせんけれども、事業団が設置される法案も提出をされている。こういうような現状にかんがみまして、私は一つだけその事情の推移についてお伺いしたい問題があります。それは、中部電力が声浜に原子力発電の計画を立てて、土地

を買収してその計画にかかっておる話を伺っておりますが、これがなかなか地元民との折り合いがつかず放置されておるやに聞き及んでおりますが、初めにこれは関係当局から若干の推移を御説明願いたい。

○安達政府委員 お答え申し上げます。御存じのように、原子力発電はエネルギーとしてもきわめてすぐれたいろいろな利点を持っているものであります。政府といたしましては、これを大いに推進する必要があると考えているわけでございまして、民間の電気事業におきましても同様であります。すでに御存じのように、茨城県には東海発電所が運転開始しております。それからなお福島県の敦賀、美浜には原子力発電株式会社あるいは関西電力株式会社が建設中で、同時に福島においては東京電力がやはり原子力発電所の工事を開始しております。

このような状況のもとで、中部電力も昭和三十七、八年ごろからその建設の計画を立てまして、容量三十五万キロワットで、大体四十三年に着工して四十七年くらいに運転開始したいという計画になっております。そのような計画を立てたのでございまして。

具体的ななにといたしましては、三十八年の暮れに、大体の立地地点として三重県に三カ所ほど候補地点をあげて公表いたしております。

三十九年の七月に、大体だいたいま御指摘の声浜地区、これは三重県の南島町と紀勢町という二つの町にまたがっております。その声浜地区に立地地点が内定いたしました。

この立地地点の内定の前後、候補地点発表の時期と言ったほうが正しいかもしれませんが、それぞれその候補地点である紀勢町あるいは南島町、紀勢町の側では原子力発電所誘致運動、町議会において誘致決議をいたしました。あるいは南島町のほうでは反対の決議などを町議会においていたしました。この立地地点の内定以後、大体三重県が地元説得のいろいろな努力をしていただいております。特に、反対する南島町に對

しましては話し合いの呼びかけを行ない、あるいは熊野灘沿岸の総合開発委員会をつくったり、あるいはそのための調査費を予算計上したり、あるいはそのようなことで、いろいろ地元説得のために必要な努力を果してきております。その際に、一応会社側は特に、原子力発電所を設置しても安全なんだというその安全確保の趣旨の面からのPRなど、いろいろと努力してまいったところがございます。特にこの南島町あたりの反対の論議と申しますのは、大体冷却用水による海水温度の上昇、あるいは原子力発電所に基づくいわば海水の汚染などの漁業に及ぼす影響から見て反対であるというふうな論議でスタートしたようでございます。これに對しましては、三重県側としては、水産の専門家などを入れた調査委員会のようなものをつくり、その中間報告などもいたしてあります。そのような漁業に対する影響は、さしたる影響はないというふうな中間的な答申も出ておるようでございますけれども、南島町側の地元の人たちの了解を得るまでには至っていないということのようでございます。

そのような情勢の間に、昭和四十年十一月に中部電力は用地の買収をいたしております。百万坪、約三百三十万平米、約三億数千万と承知しております。そのようなことで、現地の南島町側の賛成がなかなか得られないままに、四十一年の七月に、県側は今後の話し合いをいっば当事者間、電力会社と地元との間の直接の話し合いにまかせるといふような、そのような見解を発表いたしました。それに引き続いて、中部電力は、この紀勢町及び南島町に対して、いわば立地地点を最終的に決定するための準備の段階のいろいろな測量などについて開始したいという申し入れをしております。その後、四十一年の九月に、衆議院の科学技術特別委員会から派遣されました調査団の方々が、何か地元漁民の反対によって事実上視察を阻止されたというふうな事件が起こっております。そして四十一年の十一月には、賛成側である紀勢町の側は、その測量についての協議がととのいま

して、調印が行なわれ、すでに紀勢町においては一部測量を開始しているようでございます。しかし、南島町側は相変わらずその測量にも反対をしておるといふのが大体従来の状況でございます。四十二年に入りまして、一連の地方選挙も全部終了いたしました。その終了した後におきまして、表面的にはまだ従来とさして情勢は変わっていないというふうに見受けられます。

以上、簡単にございますが、従来の経過を御説明申し上げます。

○麻生委員 一民間企業がやっておることですから、われわれとしても、政府としても、干渉がましいことはなすべきではないと思っております。しかし、民間事業といえども、これは一つの公益事業であり、さらに国家的立場に立てば、今後原子力開発は相当進めなければならぬという機運が出ておるそのやききに、この中部電力の一民間企業の原子力建設問題が三年間にわたって摩擦を続け、なおかつ今日まで解決の見通しがないということ、今後の原子力開発問題に對してきわめて憂慮すべき暗影を投げかけておるものだ、こういうふうな判断せざるを得ないので、すけれども、私どもの答弁の中で一つお伺いしたいのは、科学技術特別委員会が調査団が派遣されたという御説明がありました。これは正式な科学技術特別委員会の決議に基づいて派遣されたものですか。

○村田政府委員 衆議院の科学技術振興対策特別委員会では、昨年七月二十七日に閉会中の委員の派遣につきましての理事会がございまして、その結果、一般的に委員長に委任を決定しておるわけでございますが、その後御相談になった結果、九月七日に原子力発電建設予定地並びに人形峠におけるウランの採掘の状況、探鉱の状況、そういうことを実情調査する、そういう目的で九月上旬に議長に申請されました。その結果、九月十九日から二十三日まで四名の先生方が御出張になったのであります。

○麻生委員 いまの御答弁によれば、正規の委員会の議事手続を通じて派遣された。その派遣され

た代表の方の氏名を差しつかえなければちょっと御説明願いたい。

○村田政府委員 おいでになりました先生方は、自民党から中曽根康弘委員並びに渡辺美智雄委員、それから社会党から石野久男委員並びに岡良一委員のこの四名でございます。

なお、当初私どもの伺いましたところでは、このほかに自民党から大泉委員並びに民社党から内海委員も御参加の御予定であったそうでありましたが、諸種の都合で当日はおいでになれなかった、こういうふうな承知しております。

○麻生委員 他の委員会でありまして、私ほどやかく言うことはないと思いますが、ただその経緯をもう少し知りたいのですが、いまの御説明によれば、あつせんに行つたわけではない、事実の調査をしに行ったということでございますね。そうすると、その事実の調査の結果はどうなつたんでしょうか。

○村田政府委員 九月十九日に現地にお着きになりました。現地で県当局あるいは中部電力当局から種々この芦浜の計画につきましてのそれまでの状況を説明聴取されました。その後関係者とともに名倉港におもむき、ここから船で海上から芦浜の現地のほうに参ろう、こういう予定であつたわけでありまして、このような船によつて海上から回るといふことは、海上保安庁等のいろいろのサゼッションもございまして、そういう計画にいたしたわけでございます。しかるに、実際に名倉港に参りましたところ、この一行の中に県当局の方も入つておられた、あるいは中部電力の職員もおられた、そういうことがあつたからかと思ひますが、そこに多数の漁民の方が集まつておられまして、そうして調査に反対である、こういうことを言われまして、実際に港から調査船が出ることが阻止された、こういう状況で、結局目的を果たされることがなく鳥羽までお戻りになりました。ここ

で記者会見をされ、遺憾の意を表明された次第であります。

○麻生委員 いまの説明をお伺いすると、要するに何も得ずして帰られたという結論になるようですけれども、私がもう少しお伺いしたいのは、少なくともその特別委員会の決議で調査団といふことで派遣されておる以上、地元の県当局あるいは地元の町長その他関係者、それから科学技術庁は当然、それから通産省も、やはりそれだけ実情が調査でき、あるいは反対者の意思を十分にお聞きできるようなおせん立てをしてしかるべきだと思ふのです。そうしない、委員会からかつてに行つたのだからということになれば、それはそういう結果になるのは当然であります。そうすると、私は少し科学技術庁としても万全の措置の準備が不足であつたのではないかと思ふのです。それが一つ。もう一つは、私は地元の人の関係はありせんけれども、仄聞するところによると、国会から来た連中をわれわれが追つぱらつた、こういう宣伝がかなり行き届いている。これははなはだ国会としても困ること、一党派で行つたことならこれは別ですけども、少なくとも議長の承認を得て出た代表団が地元の代表から追つぱらわれたといふことをそのまま放置しておくことは、きわめて好ましくないのです。そういう点についてどのようにお考えになつておられるか。

○村田政府委員 いま第一の点でございますが、衆議院の科学技術振興対策特別委員会の方で、他の原子力発電所建設予定地も含めて一般的に実地の調査をされたといふことは、私どもとしては非常にけっこうなことである、原子力発電の計画を推進するにあたりまして、非常に国会関係が深い関心をいだかれまして実情を御調査いただくわけでございますので、非常にけっこうなことだといふふうに思ひまして、種々便宜等につきましては現地等とも相談したわけでございます。ただその中で、福井県の敦賀及び美浜地区と並んで、この三重県の芦浜地区をこの時期に御視察にすることが時期としてよろしいかどうかという点につきましては、実は私もいろいろと心配いたしまして、県当局、地元の方にも、中部電力

等にも、状況を聴取したわけですが、私の記憶では、この計画を練っており八月ごろだったと思いますが、県のほうはちょっとまだ時期的に必ずしも望ましくないのではないかと、御意見もあつたかと思ひます。このような御意見は、もちろん委員会のほうにはお伝えしておいたわけですが、先生御指摘のとおり、この調査は一党の立場でなくて、国会の超党派の立場でおやりになっているわけですから、本問題について直接の利害関係をお持ちであるわけでは、どうもないわけですが、先生方とされましては、そういう立場にあるわれわれが、やはり国の重要な計画である原子力平和利用を推進するという観点から現地の状況を見ておくことが、今後の原子力発電計画の推進に非常に有益であらう、

こういう判断で御出発になったわけですが、私どものほうといたしましては、この衆議院の事務当局からの随行はもとよりであります、科学技術庁のほうからも職員二名を同行させまして、種々現地等における連絡に当たるように配慮したつもりでございます。それで、御出発になった前日において状況を見ましたところ、先生がおいでになりましたときには、現地で漁民の代表の方々が反対陳情のアピールをなさるだらう、こういうことは聞いておいたわけですが、しかしながら、いわゆる実力行使して調査を阻止するというようなことはまずないというふうな情報として判断されましたので、そのようなつもりで参つたわけですが、現実には遺憾ながら阻止に会ひまして、調査が実行できなかったことについては、まことに残念だつたと思つております。

○麻生委員 あなを別に責めているわけではありませんが、ただ、少なくとも、どの委員会であらうと、国会の議決によつて調査団が出るときは、それぞれ関係当局は、俗にいう根回しというやつをやらないと、特にこういう問題についての調査団のときは、いまだのような思惑をそこにあつたところがあります。しかもそれはある影響をもたらしてきます。そのことが、先ほど言っているように、国会からの調査団をわれわれが追つたんだというふうな反響となつて現に出ておる。ということになると、地元民の意向に立つたか中部電力の意向に立つたかは別として、今後関係者があつて乗出すことさえできない状況が生まれてしまふ。私は率直に言つて、この中部電力のいまの問題は、それがかなりの隘路になつて尾を引いておると判断しておるんです。そういう状況になつておるものだから、これは何とかせよとならぬなと思ひながら、だれも手は出さない。だから、結局、ずるずるといまだに解決のめどが立たないという結果になつておるといふことを十分に知つておいていただきたい。これは特にあなたのほうの役所やその委員会を責めるわけではございません。

そこで、通産省に話を戻すのですけれども、いづれにしても、この原子力開発の問題は、特別委員会と本委員会との関連が当分の間続いてくると思ひます。やはり通産省としても、これを民間企業のことだからといつていつまでもほつぱらしておくとおつたことは、私は好ましくないと思ふんです。通産省としてやるか、あるいは関係者としてやるかは別として、地元民のやはり相当の主張があると思ひます。その主張と、それから、中部電力の主張というものをよく見きわめた上で、いづれにも相当責任のある解決方法を絶えず提示をしていかないと、ものごとは進展しません。このままの膠着状態に置いておけば、これはにらめっこです。このまま続いていくものです。主としてこの種の問題は、推し進めれば反対が出る、反対が出れば調整が生まれる、またそこで話し合ひが生まれるといふことを經由して解決方向に向かつていくんです。だから、一時的な問題が起つていくんです。これはやむを得ないこともあるかもしれな

い。しかし一番おそろべきことは、だれも関与しなくなつてしまつて放置をされるという状態が一番好ましくない。そこで私は、きょうは大臣にひとつお願いがあります。私は、通産省という立場は別としても、

通産大臣として、やはりもう少し積極的にこの問題を打開をしていく御努力を、通産省としても大臣としてもひとつお力をいただきたいと思ひます。その具体的なやり方はここで申すべきことではないと思ひますが、その所感をひとつ大臣からお伺ひしたい。

○菅野国務大臣 事情を聞いてみますと、中部電力からは事情を聞いておるようであります。しかし、こういう問題ですから、できるだけ地元で解決をするといふことのできるまゝにしてありますが、しかしもう相当期間がたつておりますから、お話しのとおり、地元の見解もわれわれとしても聞く機会を得たいし、また中部電力の見解も聞いて、その上でひとつ通産省として、発電事業自体は通産省の所管でありますからして、通産省としてもこの問題の解決にひとつ早急に乗り出してみたい、こう考えております。

○麻生委員 いまの大臣の御答弁でけっこうでございますから、ひとつできるだけ解決の方向で御努力いただきたい。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○島村委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 私は、資本自由化の問題について大臣の所信をお伺ひしたいと思つております。外資審議会が四月の七日に、資本自由化の進め方について検討した結果、特殊な例外を除いては六月から実施させるというふうな結論を出してあるわけでございます。それについて政府自身も、六月から順次これに對して自由化の方針を固めたといふことが伝えられております。これについて大臣の所信を最初にお聞きしたいと思ひます。

○菅野国務大臣 資本の自由化の問題につきましては、本日の閣議でも大蔵大臣から経過の報告がありまして、その結果として、大体六月中旬をめどとして閣議決定をしたいといふことなのであります。結局、外資審議会ではいろいろ審議しておりますが、その材料は、やはり通産省が材料をいろいろ業種について出すわけでありまして、いまだ通産省としてその業種についての検討をいたし

ておりますので、おそろしくこの月末かあるいは来月の早々までにその業種に対してどういう態度をとるかという結論を出して、それで外資審議会にかけて、そこで審議してもらつて、またその答申によつて閣議で決定したいといふ大体順序を定めておるのであります。

○塚本委員 今月の末ごろには大体その業種について具体的なことが明らかにされるわけでは、

○菅野国務大臣 業種についてのどういふ態度をとるかという通産省としての態度をきめたい、こう考えておる次第でございます。

○塚本委員 私は、もつぱらこの資本自由化の問題で、こちらに外資が入つてくるという受け身の立場できょう御質問申し上げてみたいと思つております。

いまだで行なわれておりました貿易の自由化あるいは外資を導入することによつて産業を伸展させる、こういう進め方は、私は一応成功してきたのではないかと、いふふうに思つております。しかし最後の直接投資の問題は、これはきわめて重大な問題を含んでおるといふふうに私も考へております。私は、別に前提やあるいは含みを持つてお伺ひするわけではございませんが、われわれ日本人の特に島根根性と申しますか、そういう立場で言いますと、これは単に外資を導入して資本の不足を補うとか門戸を開放するとかいふようななまやさしい問題ではなくして、いわゆる経営をとられるんだといふふうな考え方が一部報道せられておりますが、この問題だけは、特に外国の例もないわけではないようにも聞いておりますが、そういう意味で、どうしてもやらなければならぬといふような報道が政府筋からも聞かえてきておるわけですが、しかし、このどうしても自由化しなければならぬという義務的なことが、あらゆる国際会議、経済的な会議の舞台で言われてきておる。日本はその義務を果たしてないんだ、こういうふうな受け身の立場で、押され押されて、もはや持ち切れず開放しなければならぬといふふうな空気を私もは受けて取つておるわけです。した

がって、自由化の義務というものが、この際たとえはOECDに加盟しているものとしての法律上の義務であるのか、あるいは国際商慣習の中における道義的な義務としてこれを受け入れていくのか、さらに、積極的な立場でこれを受け入れていくか、そしてこれをなす遂行することによって日本経済がさらに躍進するという利害関係の立場からながめてみて、選択的に見た場合、こちらをとったんだというふうな意味に受け取っていいのか。法律上の義務なのか、道義的な義務なのか、さらに、選択的な道としていわれる心組みでとってこれを実施するといふのか、この三つのうち——もちろんそれはさう然としたものじゃないでしょうけれども、大臣の心組みとして、これに踏み切られる場合、これはどちらのほうに重点を置いておいでになるのか、これをお聞きしたいのです。

○菅野国務大臣 私の意見といわず、これは政府の意見であります。いま塚本委員がおっしゃられた最後の立場をとったわけです。自由化することとが日本の経済発展のために必要だという立場をとり、そしてこちらから進んで自由化すべきだという考えをとっております。決して義務的に法律的に入らなければならぬという問題ではありません。

○塚本委員 相当自信があらうからこつこうだと思ひますが二、三の文献をあさつてみますと、フランスや西ドイツにおきましても、選択的にそれをなすたようでございますが、最近においてはこれを押えることに手がないというふうなことではないへん困つて見えるようで、さういういわゆる経済的問題の困惑が政治的にも波及してきておるのではなからうか。これは場違いかもしれないけれども、この数年におけるドゴール大統領のアメリカに対する反発というものは、外資によつて足元が一つつくずされて、フランスの経済の根本をというほどではないにしても、フランスのプライドというものをここに傷つけていく、このことに対する怒りというものが対米反発となつて出てきておるのだ、こういうふうな

ことが二、三の文献では出ておるわけです。しかも、フランスの榮譽をになうような産業が足元からこんな状態にまでなされていって、経済的にそれを阻止する道がないのだというところから出てくるドゴールのあせりというふうな看取されるわけですね。日本においてさういふ心配がないかどうか。抽象的な御質問で恐縮ですが、やはりまだ実際に踏み切つておりませんから、こんなことしかお聞きすることができないのですが、その点はどうでしょう。

○菅野国務大臣 いまお話しのとおり、外国では資本の自由化によつて産業が奪われていふと諷刺がありますが、産業がアメリカ資本によつて支配されておるといったような先例がありますので、したがって、この自由化の問題は、われわれとしては慎重に取り扱わなければならぬという考えを持っておりますので、そこで自由化を一〇〇%さか、あるいは五〇%自由化さか、あるいは五〇%以下に自由化するかというふうなことを、いま業種について検討しておりますのであります。そこで、自由化さすにしても、国際競争力を持つような時期に至れば自由化するという態度をとっておりますから、したがって、五年間以内でこの自由化を完成したい、こういうつもりをしておりますから、最初に自由化を認める業種は、大体自由化さしてもだいじょうぶだという業種について自由化をさす、最初に発表するのはさういう業種だと思ひます。その他の業種については、それぞれ対策を講じて、まず体質を改善して競争力を持つような力をつけさせていきたい、さういふことで、いわゆる産業構造の改善とか体質改善というふうなことをいまから用意しなければならぬというところで、今度の予算の中にもいろいろまた御審議をお願いしておるような問題がある次第であります。

○塚本委員 順序としてはさういふことにならうかと思ひますが、何か政府の方針によりまして、四十六年度までに一般的にはほとんど開放したいというふうな方針も伝えられておりますが、

最初はそのうふうな徐々に許すということ、だいじょうぶなところは開放しますが、しかし四十六年というところには長い期間じゃないと思うのです。それまでに一般のなところまでいくところのよほどの財政的な裏づけと指導がなければならぬと思ひますが、この点大蔵省との関係は相当自信のある取り組み方ができておるのかどうか、その点どうでしょう。

○菅野国務大臣 資本の自由化の問題は、大体大蔵省が中心で、外資審議会というものをやつておるわけです。しかし業種については、通産省がいろいろ各業種について、これはいま自由化したほうがいいかどうか、何%自由化したらいいかどうかというのをいま私のほうで検討しておりますのでございます。したがって、それは先ほど申し上げましたとおり、体質改善というふうな問題、産業構造の改善というふうなことで今度も予算を相当もらいました。たとえば中小企業の振興事業団あるいは繊維の特別措置法というものがやはりその一つのあらわれであります。さういふふうなことで自由化のために必要な予算というものは昭和四十二年度に計上して、そして自由化に対する用意をしたいということをやっておりますから、大蔵省ももちろん自由化ということについてはさういふ必要性を認めており、これは当然世界の趨勢が自由化になる時代だということを大蔵省に十分認識してもらつておりますから、大蔵省と相談して順次実行に移したい、こう考えておる次第であります。

○塚本委員 自由化は大蔵省のほうに積極的であるということも承つておるわけです。その点はいふと思うのですが、問題は、その場合、一般的なものまで開放した場合におけるこの受け入れ体制と、太刀打ちできるかどうかといった問題。自由化をしたことによつて大蔵省の海外に対する立場をよくし、受け取りの金額の点の計算を進めておるのではなからうか。しかし通産省の立場では、受け取りの金額よりも、いわゆる既存の日本におけるところの経済界そのものを守つていき、

どう飛躍させるかということになると、私は大臣の考え方と大蔵大臣の考え方と向きが違ふのではないかとさういふふうな受け取つておるわけです。だから自由化させるというところについては、大蔵省はより通産省よりも積極的だといふふうな受け取つておるわけです。だけれども、それは金のことを考へて積極的なものであつて、その受け身の立場にある側として、特にずば抜けた企業は別にいたしまして、全般的な企業というものを、それに見合うように、あるいはそれ以上にだいたいじょうぶだといふ形に盛り上げるために投入すべき相当の資金といふものか、さういふものを用意する腹があるかどうか。積極的であることはわかるのですけれども、その点、受け取りの金のことに中心を置いてしまつて、こちらがとれないような、あるいはこちらが貧弱にならないようなためのいわゆる措置をするために、現在のテンポでだいたいじょうぶかどうか。いまはまだゼロの状態でありまして、やつてくれたことあるいは事業団の問題等相当といふふうな言い得られるかもしれないけれども、堂々として入つてきた流れに對処するのには、はたしてそれのかまへがあるかどうか。これは通産大臣よほど強い姿勢で臨んでいただかなければならぬといふふうな思ひますが、その点で大蔵省と通産省との間にやがて食い違ひが出てきて、よほど強く当たつていただかなければ、だいじょうぶというところは言い切れないのじゃないかといふ一まつ不安があります。どうですか。

○菅野国務大臣 その御心配はごもっともだと私も思ひますが、大蔵省としては資本という立場で考えますし、こちらは産業自体について考えますから、そこで、われわれのほうもできるだけ各業種について具体的に調査研究して、そしてその結果を外資審議会にかけてきめてもらふということにした次第であります。しかしわれわれといたしまして、この日本の産業の発展ということが中心でありますからして、日本の産業の発展を阻害するような場合には自由化は認められない、さういふ

意味においてあくまで日本の産業を発展させるという立場から、通産省としても、調査研究、それに必要な体質改善、あるいは企業の合同というようなことも当然考えられてくると思いますが、そういうこともやって外国資本の跳梁には対抗のできるような用意もしてやらなければならぬという考えをしておるし、むしろそれによって日本の産業があるいは刺激されて飛躍するぐらいの元気を持ってもらいたいという考えをしております。幸い産業人自体は非常に積極的な議論を持っております。この間も経団連の総会で石坂会長は、この自由化に対しては非常に積極的な意見を持っておるようであつて、むしろ産業人から、この際は大いに日本の産業界も積極的な態度でもって臨めたいことを石坂会長から言われて、私もその演説を聞いたのでありますが、そういうことで幸い産業界としては積極的な考えを持っておりますけれども、また業者としては消極的な考えを持つ人もそれはあります。そういう方々は、いま自由化してもらつては困るというような意見も、おそらく相当言つてきておるようであります。しかしそこらは、われわれのほうもよく調査研究をして、そして日本の産業に打撃を与えないように、混乱を来さないように考えてやつていきたい、こう思つておる次第であります。

○塚本委員 確かに産業界として、資本を投下してもらいたいというふうな産業界がたくさんあると思うのです。ところが逆に向こうさんのねらつておるのは、有望な、そしてこのままでも自立してやつていかれるという堅実な企業をねらつてなければ、いわゆる投下資本に対する利益というものの勘定が合わない、こういうふうな形で、ずいぶん違った形に投下してきせぬか。それは初步の段階ではだいじょうぶなものしか開放しないからいいとはいへるものの、一つを開放したならば、せきを切つたように、これが関連して、こいつはだいじょうぶだけれども、こいつを通じて隣のほうへと伸ばしていくという形で押しまくっていくというの、西欧などの事例に見られるような自由

化の姿であると思うのです。そういう点からいいますと、よほどの点に気をつけていかないと、いけないと思うわけです。その点、もう相当腹は固まつておると思うのですけれども、やはり四十六年までにはだいじょうぶな道をとるといふはつきりとした腹は固まつておるわけですか。

○菅野国務大臣 いま塚本委員が言われた事例ですが、それは法律改正をせぬでも防ぎ得るようなことをいま研究しております。そして表面は五〇％で来ておつて、中に入つてきて、日本の金で株を買おうとかいうようなことは、これはそういうことができぬような行政措置をとりたいということ、こういう場合はどうするかということ、いまあらゆる場合の具体的な対策を研究しております。

○塚本委員 幸い日本が産業の進んだ国としては最も自由化がおくれているために、よそにいろいろない事例と悪い事例とが出ておりますから、これを十分参考にしてこれからやつていただきたい。その点では相当な資料があるというふうに思うわけでございます。とは言つても、資本のいわゆるどん欲性というもののから見るときに、そんな美しいことばばかり言つておれないのではなからうか。フランスだけではなくして、最近におきまして、西独などにおいても、国内において同様なことで政治的問題化しておるのではなからうかというふうに私は見ておるわけです。そうすると、日本はこれからですから、この際白紙の立場でこのことを国際舞台で主張することができると思ふのです。何らかの形で、資本の自由化に対して相当あつちから問題が起きておると思ふのです。こういうものををばつきり調節するためには、いわゆる当事者国の中の争いという形、経済界の力関係だけでこれがはかられるということになりますと、これは外交問題、政治問題に発展する危険性があると思ひますので、この際、国連のような舞台で、こういう問題があつたときにはつきりと調節する委員会なり、そういう機関を設けさせるといふ必要はありはしないかというふうに思ふのです。

が、この点は何か検討なさつたことがあるのでしょうか。

○菅野国務大臣 ただいまのところ、そこまでまだ考へておりません。西ドイツあたりの事例はわれわれも承つておりますが、しかし国連まで持ち出してやるかどうかということについては、私自身も考へていないし、おそらく西ドイツもまだそこまでは考へていないのじゃないか、こう思ひます。しかし将来いろいろの紛争が起これば、これはあるいは国連へかけるか、どこへかけるか知りませんけれども、国際的な仲裁によらなければならぬ場合も出てくるのじゃないかと思ひますが、いまのところは、そこまでの必要はないのじゃないか、こう考へておりますし、幸い——幸いと言つては何ですが、西ドイツなんかで失敗しておりますから、その失敗をわれわれは研究して、前車の轍を踏まぬように日本はやりたい、こう考へておる次第です。

○塚本委員 私ども太平洋戦争中に育つた者の頭に浮かびますことは、ユダヤ資本によつて民族のプライドを傷つつけられたという、こういう教育が徹底的に戦争中に育つたわれわれにとっては頭の中にあるわけでございます。このことは、やはりドイツも同じだつたと思ふのですけれども、日本の国の中にありながら、資本は向こうが過半数になつてしまふことによつて——これはすべてならぬと大臣が言明なさつても、よその国においては実例が出てきておる。そうすると、日本の政界の保守性といひますか、経済の大勢を動かすものが政治を動かす、こういうような今日の姿を見てきますと、それに対する国民的な感情というものがきつめて大きく反発いたしまして、ここから日本の政治の右翼化というものがあの青年将校の諸君によつて引き起こされたと思ふのです。その一端が私はフランスの中にあらわれてきておるのだと思ひますし、西ドイツもそういう傾向を否定するわけにいかないのではないか。こういうことを考へてみると、私は単に経済だけの問題としてこのことを扱うのではなくて、このことが進むと

によつて、そういう政治的に民族運動的な思想が出てきて、反動的な機運を醸成しはしないか、こういう心配さえも、ヨーロッパの姿を見ていると持つわけですね。これは、もう前だからどんなことを言つても打ち消すこともできませんが、他面からいいますと、私はきつめて慎重な問題として取り上げていかなければいかぬと思ふのです。ただ外資導入のときも、若干そういうことを言われたのですが、このときは、いわゆるもうけて返せばいいのだという形なんですけれども、今度の場合は、入れた限りはどこかで——たとえば第二次世界大戦あるいは国有化というような形でいままではピリオドを打つてきたと思ひます。だが、これからどんどん入つてくるという形になりますと、再び追つ払うという言ひ方は変ですが、引き揚げてもらつて、いわゆる日本の資本の形にする道がないじゃないかと思ふのです。そうすると、際限なく入つてきてしまつて、しまいはどこかでそういう悲劇的ないわゆる幕を閉じなければ、国家としての産業の姿というものがなくなつていくような気がするのです。それが世界の大勢だからいとおっしゃるかも知れませんが、われわれああい戦争中に育つた者の感覚からいいますと、一まつた不安、それがいいか悪いかわからないのですが、そのことに対する反動が出てくるような気がするのです。そういうことに対する心配はどうでしょうか。

○菅野国務大臣 私、産業人にはこういうことを申し上げておるのです。資本の自由化については、まず産業人自身が、この自由化に対して対抗するといふ意識を持つてくたさい、それには一人でもいかに場合もあるから、あるいはお互いに共同でやつてもらふというふうにして、そうしてお互い日本の産業人同士が助け合ふということ、たとえばある産業の一会社が経営困難で、そうして外資を入れたという場合には、ほかの人が外資を入れない、おれらのほうでひとつ資本を出してやるといふようなことで、お互いに産業界自身が團結してやつてもらいたい、それを、自分の営業さえ

つでない会社もあるから、そういう場合にはお互いに提携してやつた方がいいじゃないかという考え方をしておるので、悪らつな会社であれば、また、こつちがそれは認めぬという方針でいくべきじゃないか。外国の資本は全部悪いやつだ、こう一がいには断定はできないと思うので、そこらはやはりこちらのほうで取捨選択して、日本の産業に打撃を与えないように、混乱を来さないような態度で進んでいきたいというのが通産省としての立場であります。それで、先ほど申し上げましたとおり、いろいろ各業種について、これはいつごろになったら体質改善ができるかということを含め慎重に研究をしておる最中でありまして、月末までには大体結論を出したいというふうに考えておるわけです。

たがないのか、あるいはそれでなければ国有化以外にはないのか。日本人の感覚から言いますと、過半数が外国の資本になるということは、そんなことはかまわぬと言うけれども、国民的な感情からいたしますと、何かその工場が治外法権的なものになったような感じを素朴に私も持つのです。日本の企業だとおっしゃっても、利益は向こうへいつてしまふ。金を世界銀行から借りたという場合なら、こゝでもうけた金で返済する、利息だけじゃない、資本も返済する、金も返済するという形になっていくのだけれども、直接投資の場合には、それがなされないだけでなくて、経営権そのものが向こうになってしまふと、治外法権のような地域があらにもこちらにもできてしまふというように素朴な国民はとるし、現に日本はアメリカに占領されたという意識、いわゆる二十年昔のその意識を国民は持つております。間違いだと言つても、日本の国内におけるその会社との取引の相手もそういう感情にならざるを得

ないのが、国民のいまの心理だと思ふのです。そういう中でだんだんそれがふえてきてしまふということは、あたかも日本の国に神繩のような姿があらちちらにできてしまふ。これは極論ばかりですから常識のない質問かもしれませぬけれども、そのときに何らかの形で向こうへ帰つてもらう、そういうふうな処置というものが考えられておるのかどうか、この点はどうでしょう。

○菅野国務大臣 いまのお話のように、入ってきたらそれを追っ払うということとはなかなか困難だと思ひます。だからその点については、入るときにこつちが慎重に調査してやらなければならぬというところなのであります。その意味において、通産省といつたしましては慎重に業種についていろいろ当たつておるわけです。具体的に今度は会社といふことになつてきますと、その会社の経営なんかもよく調査して、そして条件はとにかく日本も利益するし、向こうも投資するのですから、向こうにも利益を得させなければいけませんから、双方ともに利益を得るといふ条件で資本の導入を許すといふことではないか、こう考へておる次第であります。

○塚本委員 私も若干しか調べておりませんけれども、確かに、入れるにあつては、大蔵省に比して通産省は実に慎重に、外国から見ると憎らしいほどの防衛の検討をなさつておいでになるように思ふわけです。この点私は非常に敬意を表するわけですが、入つてきてしまつてからは、若干そういうふうな経営者がおつたとすると、これは手がつけられないという状態になつてきておる。しかも、予想以上に彼らが執拗にその点をうまみとして日本に来るんだといふことを考えると、そういうこと何らかの手段というものはないでしようか。

○熊谷政府委員 御指摘のように、入つてきたものに出つてもらふといふことはなかなかむづかしいと思ひます。しかし、入つてきましたものが、御指摘のように、またいろいろの弊害を起すといふ面もあるかと思ひます。その弊害の面

として私は二つあるかと思ひます。一つは、資本力がすぐれておりますし、また技術も格段の相違がございますので、経済力乱用といふ面とか、資本力にものをいわせてダンピングをやるとか、市場を攪乱するといふ点もあるかと思ひます。それからまた、特許に守られた技術力によりまして、技術独占といふような問題も場合によつては将来出てくる可能性があるかと思ひます。そういう問題につきましては、規制の方法は、御承知のように独禁法でもあるわけですが、外資だけの運用の問題になるわけですが、外資だけを取り締まるということとはなかなかむづかしいと思ひます。そういう問題で規制をいたします場合は、国内産業も同じようにそういう面については規制を受ける。こういう形にならざるを得ないと思ひます。

それからもう一つの弊害は、先ほど大臣から申し上げましたように、自由化をいたします場合は、実力のある業種から順次やつていく、こういう形にいたします。ところが、ある業種に入りました企業がもうけて、さらに他部門に出ていく、あるいは他部門についての会社の株を取得するとかいふ問題が出てまいらうかと思ひます。一つの部門を拠点にいたしまして、だんだん他部門に手を広げる、こういう問題があるかと思ひます。そういう問題につきましては、現在大蔵省、通産省間で外資法あたり、これは政令改正にならうかと思ひますが、政令を改正して、そういうものがさらに規制できないか検討中でございまして、おそろく一つのものゝ拠点を以て無制限に大きくつていくといふ形は規制できる、私はこういうふうに考へておるわけでありませぬ。

○塚本委員 私が執拗にこんなことをお聞きいたしますのは、日本の産業といふ面から、経済の特質は何であらうかといふことを考へてみますと、たとえばアメリカにおいては膨大な地下資源があるとか、あるいはカナダにおいては膨大な農地があるとか、あるいはまたヨーロッパにおきましては相当の特許を持つておるとか、こういうものが中

心になつて産業を生み出してきておると思ふのです。ところが日本の場合は、残念なことに、あるものは何だと言ひますと、勤勉な労働力と、きわめて精巧な技術といふものしかないと思ひます。結局そのものが、直接投資されたことによつて、その会社が、また狭い考えか知らぬけれども、過半数の株を取得せられてしまつたときには、これ自身まで外国にとられてしまつたといふ意識になつてしまふ。そのとき、アメリカのような鉱業権を持つておるとか、あるいはまたカナダのよう本に広大な農地がある、こういうものは、単なる資本の自由だけでなくして、ここにはおそろく採掘権の問題もあるでしようし、あるいはまた不動産取得の法律もあるでしよう。幾つかの、何重にもこれを保護すべき、その産業に対する特質を守るべきいゝゆる単独立法があつて保護せられておるから、日本も行って向こうで採掘すればいいじゃないかといふけれども、その限りにおいては、単なる過半数の株を取得することによつて、いゝゆる日本の根幹がとられてしまふといふものと認識が違ふと思ふのです。そういう意味で、日本が他國に比していかに閉鎖的であつたといつても、少しもそのことにはひげ目を感じる必要はない。日本にあるべき産業はこれしかないのだといふことで、またこれがなくなつてしまふなら、日本の経済は何にもないと同じことになつてしまふのだ、この点は、いゝゆる産業國と言はれておる各國に比して、同じ産業國の中においても日本だけは特殊のそういう地位を持たされておると思ふ。

〔委員長退席、小川（平）委員長代理着席〕

それが今度は明け渡してしまふといふことであるために、いゝゆるアメリカ自身が国内における鉄や石油資源を守るといふこと、あるいはカナダが農地を守ると同じようなレベルにおいて、日本自身がこの企業そのものを守つていかなかつたならば、これは根幹を失つてしまふといふ感じに立つわけですから、そういう意味において、執拗に、いゝゆる経営権をとられるといふことの重大性といふもの、

このことを言つても言い過ぎではないといふふうに私は思ふわけです。だけれども、再三その点通産大臣は周到な用意をしておいでなさるということですから、これ以上同じことを申し上げることもないと思ひますけれども、ただここで、日本がプラスになる、こういう考へ方、それは技術の面におきましては、資本だけではなくして、いろいろの面においてプラスになるのだといふことのお話がありましたけれども、たとえば日本がその資本を受け入れることによって、今度は日本から外国にいゝゆる資本を輸出して、そうしてここから得るいゝゆる利益といふもの、このことが、たとえばアメリカやヨーロッパ等において、それが相当の利益を受けられるものなのかどうなのか。私どもの直感からしますと、いゝゆる科学技術の高いつとところから資本を受け入れるのだ、しかしそのかわりに日本は、もう一度日本で見合ふところの技術で東南アジアへこれを出したらいいといふ、だんだん一段ずつレベルを下げていゝゆることを腹づもりとして持つておるとするならば、東南アジアの新興國はきわめて大きな反発力を示すのではなからうか。向こうから来たのだから今度はこつちがやればいい、こういう形における意識があらはれないか、この点はどうでしょう。

○菅野国務大臣 お話しのとおり、日本には天然資源はなし、食糧もありません。あるものは人です。その人が幸ひ優秀な人であるし、勤勉であるといふこと、この点で日本の産業はこゝまで伸びてきたのであります。その点は日本よりも生産力の多いアメリカ、ソ連とは事情が違つておりまして、向こうは天然資源がありますから、したがつてあれだけの国民生産力を持つておると思ひます。日本はだから国内的には宝はない。ただ、お互いの勤勉、お互いの知能を働かせて今日まできておるのであります。したがつて、これが日本の宝なんです。それを侵されぬようにしなければならぬといふことをもちろんわれわれは考へてゐるのであつて、そしてまた日本人がこゝまでできたのは、戦後あれほど劣つておつた技術であつたが、

海外の技術をどんどん取り入れて、今日では海外の技術以上の技術にしておる。それは鉄鋼にしても造船にしてもそうなんです。それは日本人が優秀であるからできたのです。でありますから、日本人は今後も活動してもらわなければならぬので、向こうの技術は今後といえどもどんどん新しいものは取り入れて、それをまた活用して、そして今日ではアメリカへ鉄を輸出するような時代に変わってきておるのでありますからして、そういうことで向こうの技術なり資本を利用して、むしろまたアメリカへも今度は輸出するといふぐらゐない意気込みでひとつやってみようといふと私は産業人にはお願いをしておるわけなんです。でありますからして、アメリカの資本だからといって、そうびくびくする必要はないのであって、アメリカ資本が入ってきたから日本はアメリカに従属するかどうかというふうな気持ちは日本人にはないのであって、日本人はむしろアメリカ人以上の意気込みでやってみようといふふうにいってほしいといふ私は思っております。そういうことであります。しかし資本力というものは、これはたいしたものでありまして、私は資本力自体を決して軽視はしてないのであります。したがって、たとえば五〇%以上で経営権を向こうに渡すという場合はごくまれな事例です。大体五〇%以下でいきたいという考えをわれわれはしています。でありますから、経営権は向こうにやるということじゃなくて、こつちも五〇%、向こうも五〇%ということにしたいといふふうな考えでありますから、五〇%以上向こうに資本を持たす場合には、こちらの技術がすぐれておって、そして日本人でなければいけないという会社、外国人ではやれないという会社、資本だけしか出せないというふうな場合には五〇%以上でもいいのじゃないかというつもりであります。いま御心配の点は私たちが心配しております。そういうことで外国資本の跳梁にまかせないようにできるだけひとつ万全の対策を講じなければならぬ、こゝろ存じておる次第でございます。

○塚本委員 失礼な言い方かもしれませんが、いまはその体制をとつていただいておりますと思うので、すけれども、菅野大臣が四十六年まで責任を持つてやっておつただければ心配はないのですけれども、逆に大蔵省なんかの考え方の中にはきわめて安易な——たとえばこの一、二年国際収支が赤字になる傾向をたどつておる、そして一面において資本自由化でもつて、資本が入つてくれば、これで穴埋めができるのだ、といふふうなことがちらちらと文書で見受けられるのでございます。そういうふうな安易な考え方によつてこれが運営されていくという危険性、特に私は、今日の証券界の姿を見たときに、特に大企業におきましては、一つの会社あるいは一つの個人が一〇%以上把握しておるといふのは筆頭株主なんで、たとえばある書物の中には東芝の例も出ておりましたけれども、すでに東芝などにはアメリカの会社が重役を送り込んで一〇%の株を取得しておる。日本のいわゆる筆頭株主はわずか三%というふうなことで、日本の筆頭はたしか第一生命だと記憶しておりますが、すでにその三倍を実はアメリカの一社でもつて東芝の株を持つておる。筆頭株主も、アメリカの筆頭株主は日本の筆頭株主の三倍の位置を持つておる。五〇%じゃない、わずか一〇%だ、そんな企業の姿なんだ、こういうことが報道されております。だから五〇%でいじょうぶだなどというふうな考え方が今日の日本の産業界、大衆化せられた証券界の中で言い得るものかどうか。そういうばらばらのものを集めてみても、集めるそのことさえもたいへんなところに、わずかに一〇%でそういうふうな状態がすでにできておるんだというときに、五〇%ということを知くと、何かもう産業人の中におきましては四分の一、二五%以下でももういかにたようなものだといふようなことが言われておるときに、五〇%と平気で通産大臣は言つておいでになります。この点どうでしょうか。

○熊谷政府委員 御承知のように、株の取得につきましては、新設会社をつくり出す場合と既存会社の株を取得する場合と、二つのケースがございます。御指摘のように、日本は株の民主化によりまして安定株主が非常に少ない。私どもの調査によりまして、最大株主の平均は七、八%の株を持つておるのが平均的な株主である、こういうふうにいわれております。そういう意味で、今回の自由化措置におきましても、既存会社の株の取得につきましては二〇%程度を限度にする——現在一五%程度でございますが、その程度にとどめたい、それで情勢を見ながらやつてまいりたい、かように考えております。

それから新設の場合に大臣が五〇%の合併を原則としたと言われました趣旨は、日本側の五〇%の株主というのは同業者であるという限定が一つあるわけでございます。一般大衆が参加するというふうな会社の形を自動承認として考えておるわけではございません。したがしまして、五〇%持てば、同業者の集まりでございまして、五〇%が向こうの外資と十分対抗できるという考え方を保持しておるわけでございます。もちろん一般大衆が入りました場合でも認めないというわけじゃないませんが、自動認可をする、自由化をするという五〇%と五〇%というのはそういう趣旨でございます。私どもは、日本側の同業者が団結して向こうに対抗してくれば対していける、かように考えておる次第でございます。

○塚本委員 もう時間もおそろになりましたからこれでやめたいと思つていますが、またこれが順次進められた段階でお聞きしたいと思つております。

一つだけ、技術面において非常にプラスになるという見通しもおそろくおありだと思いますが、ただ技術の研究機関と違ふのですから、あくまで経済ベースの中で、産業として、利潤を中心として進んでいくのでありますから、外国から高い技術が入ってくる、これと競争するためには、日本は低い技術である、またこれと競争するためには外国のさらに高い技術でもって競争しなければならぬといふことで、次から次へとこれが悪循環で、自分の技術を高めるといふよりも、そんなこ

としておつたらあは企業としての採算が成り立たないといふことで、新しく外国のいい技術を入れるという形では穴埋めができない形に日本の産業が立たされてしまふ。すると、向こうが進むとさらにまた外国の企業でいふことで、独自の企業の開発が——いままでの例でいいますと、それは入られて、そして追いつくように努力をして、相当の期間でもつてそれが追いついていった。いま大臣がおっしゃつたような鉄鋼産業のみならず、電機産業におきましても、そういう姿が顯著にあらわれてきておると思つて。だがこれからの問題は、そんななまやさしい問題ではなくて、一にも二にも競争で勝つてという向こうのもののしか入つてこないでしようし、そのときには外国の技術にたよらざるを得ないといふ形の悪循環を次から次へと重ねていって、わが国独自の技術の開発を逆に阻害するようになつていきはしないか。この点もまた西歐の中における悲劇の一つの要素として見受けられるのですけれども、この点だけをお聞きして、一時間という予定ですから終わりたいと思つて。

○熊谷政府委員 非常にごもつともな御意見だと思つて。欧州におきましても、優秀な技術導入をしたが資本参加がなければできないといふこととでやつたわけでございますが、その外国の技術に安易に依存しておりますと、かえつて国内の技術開発が進まない、とどまるところを知らない外国依存、こういう形でいふような反省が欧州サイドにも出ておるのでございます。したがしまして、日本としましては、いまアメリカの技術に直ちに追いつくわけにはまいりませんので、優秀な技術は入れざるを得ないと思つていますが、幸いにして、御承知のように過去の経験から見ますと、入れました技術を基礎にして、日本の創意工夫によりまして、さらにノーハウ的にそれ以上のものをつくるというのには日本人は非常に得意でございます。そういう意味におきまして、永久に技術を入れざるを得ないような形をなくしますためには、最初に入れますが、それプラス、政府も民間

も、それを基礎にして技術開発につとめるということが今後の経済運営の一番ポイントだろうと思ひます。そういう意味におきまして、私も自由化対策といったしましては、技術開発、これは民間、政府をあけての技術開発という面と、それからもう一つはやはり客観的な条件をそろえる。たとえば、先ほどもお話が出ましたように、できるだけ資金を豊かにする、それと同時に、できるだけ長期的に見て金融機関も合理化をやっていただきまして、長期金利を下げたい、こういう二つが大きな政策の方向だろうと思ひます。そういうことをやりながら、実力を養いながら、できるだけ弊害の起さないように、できるだけメリットを生かすように、そういう形で自由化をしていきたい、かように考えております。

○小川(平)委員長代理 近江已記夫君。

○近江委員 きょうは経企庁長官は御出席にならないようでございますが、理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○小川(平)委員長代理 経企庁長官は、大蔵委員会に出席のため、こちらに出席できないということでありま。

○近江委員 それでは委員部の方から、段取りがとれ次第でもこつちへ来ていただくように、もう一度御連絡をひとつお願いしたいと思ひます。

それではケネディラウンドのことについて若干お聞きしたいと思ひますが、十六日に妥結したと伝えられておるわけでございますが、要するに、今回の関税の引き下げでもってわが国にどのくらいの利益があるか、このことについて御説明願ひたいと思ひます。

○山崎政府委員 お答えいたします。今回の十六日に妥結いたしましたのは大筋だけでございますが、全般的に最終決定は今月末になるかと思ひますが、大体わが国がオフアールいたしましたのが二十億ドル、それで大体各国からもらいました総計がこれをやや上回る程度ということでございますが、わが国の輸入の六〇％が大体原材料で、製品

が四〇％でございます。それからわが国の輸出の九割が製品でございます。今回の関税引き下げはほとんど製品に關して相互に行なわれましたので、交渉にあつたては非常に面、つまり四割分しかございせんので、こちらからオフアールするのが非常に少なくなり、先方からもらうものが多いので、交渉上難点がございましたが、結果といたしましては、わが国の輸出で受ける恩恵はきわめて大きい、こう考えております。

○近江委員 これは五年間の期間があるわけでございますが、五年以後、年間で金額にして推計どのくらいになるのですか。

○山崎政府委員 五年間で御承知のように平均五〇％カットということでございますが、実際の結果はまだファイナル・オフアールがわかりませんが、現在推定されますところは、三〇％から三五％の間のカットに終わります。予定よりは少なくなりましたが、五年にわたりまして毎年五分の一ずつカットするということでございます。それから、この交渉にあたりましては、一九六四年ベリスで實際計算しておりますが、その後わが国の貿易の量は三割以上増加しております。今後の伸び、五年後には相当伸びますので、これの受ける利益は増大するというふうに考えております。

詳しい数字的には的確な結論は出しにくいわけでございますが、今回取り扱いました品目の総額は、現在の六四年ベースにおきましては世界じゅうで四百億ドルの商品についての交渉が行なわれたわけでありま。

○近江委員 それではいま的確な資料をお持ちでないようでございますので、次の機会に、大体わが国が受ける利益について金額で推定いたしましたどのくらいになるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それからおフアール品目に乗せた品物ですが、何を基準としてこれを出したのですか。

○山崎政府委員 日本からいたしますと、最初にわれわれのほうといたしましては、一応四段階に分けて商品を選定いたしました。やはり交渉の推

移を見なければわかりませんので、まず一番困難なものはあと回しにいたしまして、わが国として国内産業上関税を五〇％下げても差しつかえない、十分対抗できると思われますものを第一に選びまして、さらに五〇％下げてもやや困難であるというものにつきましてはパーシャルオフアールといたしまして、部分カットをいたすという方針でオフアールいたしました。対米におきましてはわが国では大体当初におきましては十四億ドル前後をオフアールいたしました。大体国内の産業が競争上困難と思われるものは一応省いてあるつもりでございます。

○近江委員 これで最も大きな打撃を受けるのは中小企業製品、これが考えられるわけですか。これにつきまして、要するに影響がどのくらいになるかということはお予測の段階であります。それに對しまして最終的な妥結は、先ほどお話がありましたようにまだきまつてないわけですね。それが行なわれて、そうした弱小産業等について貿易政策あるいはまた輸出産業の施策を当然考え出さなければならぬ、このように思ふわけですか。通産大臣、これについてどのようにお考えになつていらつしやるか。

【小川(平)委員長代理退席、委員長着席】
○菅野國務大臣 完全に引き下げによつて打撃を受ける産業はないと思ひません。したがつて、そういう産業については、こちらの産業構造の改善、體質改善をやりまして、したがつて生産費を安くするような方法をとります。外国品の輸入に對して対立のできるように養育したい、こう考えております。

○近江委員 いま大臣もこまかいそういった品目等についての対策はお持ちでないようでございますので、次の機会に、特に打撃を受けると思われるそういう産業についてどのような施策をとるか、また貿易面においてどのような施策をとるか、そうした具体的な問題について資料をもつてひとつお答え願ひたい、このように思ひます。

それから、この五年間のうちに五〇％引き下げ

ということでございますが、先ほどお話がありましたように、その五〇％には実質上はいいかない、こういう問題があるわけですが、きょうあすの問題じゃありませんが、今後五年間に当初の見込みと違つて、国際競争から非常に脱落していくという企業があると思ひます。そういう点についてこのオフアール品目からそういうものをはずせるかどうか、これについてお聞きしたいと思ひます。

○山崎政府委員 ガットの関税交渉のルールに従ひまして、かつてオフアールいたしました関税、つまりこれはバインドされるわけでございますが、これをもし引き上げるという場合には、その当時交渉した第一相手、たとえば品目ごとに大体きまつてゐるわけでございますが、アメリカとかE E Cとかきまつてゐるわけでございますが、その国に對しまして申し入れたしまして、コンベンション、つまりそれに身がわりの代償を払うことによつて引き上げる方法がございます。一応從來関税交渉のあとに修正いたします場合には、そういう方法を用ひております。

○近江委員 次に御聞きしたいことは、関税以外による輸入規制の問題ですけれども、すなわち非関税障壁といいますが、その個別交渉という段階になつております。今後それについて非関税障壁として交渉をしようとするその範囲です。どの程度まで含めて考えていらつしやるのか。それについてお聞きしたいと思ひます。

○山崎政府委員 現在わが国から見まして、非関税障壁のおもな問題につきましては、たとえば対米におきましてはアンチダンピングの手續の問題、それから四〇二A条の問題、ASPの問題、それからバイアメリカンローというのがございます。そのうち、今回の会議で大体交渉して、行政府といたしまして確約はできませんけれども、大体なくなるであらうと思ひます。そのほか、アンチダンピングは国際構造ができましたので、この点では将来アメリカにおきましてアンチダンピングの非関税障壁としての弊害は漸次縮小する、こう考えております。それからASP、アメリカン・セー

リング・ブライスというシステムにつきまして、文書での確約はございませんが、行政府といたしましては、三年後にはこれは廃止しますという事を申し出ておりますので、これもなくなると思ひます。四〇二A条につきましても、同様に一応運用について改善に努力する、口頭でこれは廃止に努力いたしますということで、これもその善処を期待しているわけでございます。ただ今回の交渉で、どうしても先方を説得できなかった問題はバイアメリカンの問題でございまして、この点については今後の二国間交渉に待ちたいと思つております。それからE.E.C、ヨーロッパ関係におきましては、いわゆるおまな非関税障壁といたしましては対日差別待遇でございしますが、これにつきましてはケネディ・ラウンドの交渉中に西独、仏、伊、英とそれぞれ接触を保つてまいりましたが、現在のところ、いずれの国ともいまとところ妥結を見るに至りませんが、特にケネディ・ラウンド終息におきましては、対英につきましてはこの秋、イタリアにつきましてはなお交渉を行なつてみました上ですが、近いうちに再度交渉を開始したい、こう考えております。

○近江委員 要するに、輸出促進のための間接援助策について今回の話し合いにはそれはなかったのですか。対策ですね。

○山崎政府委員 今回はいわゆる非関税障壁と関税の引き下げを重点として行ないましたものですから、関税の引き下げについては今月末に、フラインガルになりましてから発表ができるかと思ひますが、非関税障壁については、いま申し上げた点を交渉してまいつたわけでございまして、その他の問題、たとえば日本には直接関係はございませんが、非関税障壁についても、つまりアメリカとE.E.Cとの関係が特に密接な問題につきましては、別途E.E.Cではやはり廃止を提案しているものもございします。これはやはり日本にも同じような恩恵が受けられると思ひます。たとえば、いわゆるボーダータックスあるいはロードタックスとかいふような非関税障壁がヨーロッパにはございますが、

日本は直接第一次の被害者でございせんので、アメリカが交渉してこれを廃止させるように努力いたしておりますが、その結果はわれわれ日本側も恩恵を受けることと思ひます。

それから輸出促進策の個々の問題で、各国の、いわゆる何と申しますか、ガットでいこうと思われまう問題につきましての御質問も含まれているかと思ひますが、これについては今回は交渉いたしませんでした。

○近江委員 今後自主規制という名前のもとに日本品の輸入制限が考えられるわけですが、そういう国に対して関税が引き下げられても、数量制限あるいは価格制限で私はあまりメリットは得られないと思ひます。この点どういふふうに思ひます。

○山崎政府委員 その点につきましては、まさに御指摘のとおりでございまして、わが国の立場から申し上げますと、対米、対加における自主規制あるいは対英に関する自主規制の制度が残つておりますし、また、ヨーロッパ、E.E.Cは対日差別待遇を持つておりますので、関税を幾ら引き下げられても、わが国としては輸出効果があがらない。逆に制限を受けていない国あるいは自主規制をしていない国のほうがより有利な地位に立つ懸念があるという事で、そういう品目に対してはオファアに対しては、評価と申しますか、いろいろ評価をいたすわけでございしますが、その評価を低くするといふふうにはいたしてあります。たとえばある特定の品目につきまして、アメリカがたとえ対日オファアをいたします。しかしながら、この品目につきましては、日本では日米間の話し合いで自主規制をしている品目だとしますと、このオファアが、たとえば五〇%オファアであつても、その評価を低く見るといふようなぐあいでは、今回の折衝にあたつてはそういうことをやりまして、差別待遇その他についてはあるいは自主規制の問題につきましては、十分な成果をあげませんで、むしろ関税引き下げにあたつての評価の変更で現在は交渉を終わつたわけでございします。

今後の問題といたしましてはバイラテラルにこの交渉を続行したいと思ひますが、特にたとえばカナダにいたしますと、対加につきましては相当多数ありましたが、四品目に現在減つておりますが、今年度中にこれはぜひなくしたいという目標で現在なお交渉を続けておりますし、対米につきましては、今後の推移を見まして絶えずこの自主規制を減らす、あるいは対英につきましても、現在五十六品目ございしますが、これも減らしていこうといふことでやつていきたいと思ひます。一番はなほだしいのはイタリアでございまして、これは約百八品目ございしますので、まず第一に対伊の交渉をできるだけ早い機会に開始したい、こう考えております。

○近江委員 この関税の引き下げによつて、商品によつては非常に過当競争になることが考えられるわけですが、輸出秩序が相当乱れる点が将来考えられるわけですが、こういう点で、自主規制あるいは輸入制限等の問題が、先ほどお話がありましたが、出てくるわけでありまして、一部においてそうした心配のある輸出品について、輸出組合といひますか、そういうようなものをつくらうかどうかというふうな意見もあるわけですが、これについて政府はどのように考えていらつしやるか、お聞きしたいと思ひます。

○山崎政府委員 まだ現在具体的な個々の品目につきまして、その点まで検討が至らないわけでございしますが、一般的に申し上げますと、わが国から、たとえば対米におきまして過当競争になるおそれがあるような品目につきましては、アメリカ側におきましてもやはりこれは非常にセンシティブな品目といたしまして、大体関税の引き下げを行なつておりません。したがひまして、逆にわれわれがそういふ品目について関税の引き下げを特に望んだものはほとんど拒否されておりますので、私自身といたしまして、まだ現在のところ具体的な品目につきまして、そういう品目についてまだ検討が進んでおりませんが、もしございしたら、これは十分その方向でやはり検討すべきだ、

こう考えております。

○近江委員 いろいろの問題点が数多く調べていきますと出てくるわけですが、一つ問題になっておりました化学品の関税引き下げの問題でありまして、これはアメリカがたしか五〇%、E.E.Cが最初に二〇%、それから米國はA.S.P.制度の撤廃後に三〇%をそれぞれ引き下げる、このようにいつておりますが、この点については日本はどうなのですか。

○山崎政府委員 この点は、最終的には十五日の最高会議と申しますか、四カ国会議で大体決定いたした線がございまして、それで申し上げますと、たゞいま御指摘のとおりアメリカがA.S.P.品目については一応五〇%カットします、ただし染料につきましては三〇%までしかカットいたしませんといふふうに言つております。それに対してE.E.Cが、A.S.P.が廃止されるかどうかかわらないので、とりあえず二〇%だけカットいたします、A.S.P.が廃止になりました場合には残りの三〇%もカットする、いわゆるデクベージという方法をのんだわけでございまして、それに対して、日本側としては、われわれは化学品は五〇%のオファアをしておりましたけれども、かりにアメリカン・セーリング・ブライス制度が廃止にならない場合におきましては、ヨーロッパは一般的に、日本側が五〇%カットした場合に非常にアンバランスが出てくるのだ、あるいはヨーロッパ方式を固執しないけれども、何らかのセーフガードが必要だと思われたいことを四カ国委員会で申し述べまして、その点は記録にとどめまして、それに基づきまして化学品につきましてのオファアの撤回及びA.S.P.が廃止にならない場合におきましてはどうするかといふことで、なおE.E.C及びアメリカとの間に折衝が続けられているわけでございまして、最終決定ができませんので、アメリカは現在のところ拒否してありますので、これに対して一応ガット事務局に通告いたしまして、五〇%のオファアを約束するけれど

も、E E Cが二〇%カットにとどまりました。場合においては、日本はセーフガードの発動として一応関税の引き下げをそこでとめるかもしれない、とめた場合に、賠償というものを要求してもわれわれは関知しないというような申し入れをガット事務局及び対米、対E E Cに出しております。一応その線で決着がつくのではないかと、こう考えております。

○近江委員 もう一つ、私なりに理解というか判断しておるわけですが、二国間交渉、要するにきまつた引き下げの幅、裏直接交渉しなかつた国の関税の引き下げの問題ですけれども、これについてどうするか、要するに他国の問題ですが、その問題についてお聞きしたいと思います。

○山崎政府委員 今回日本が交渉いたしましたのは十一カ国でございますので、あと交渉に参加いたしたものは全体で四十九カ国でございますが、バイラテラルに交渉いたしております。その大部分で、あとの三十八カ国は交渉いたしております。そういう国に對しても、われわれとして特に差別その他ございせん、十一カ国に提供したオファ―はそれらの国に全部提供されるわけでございまして、またそれらの国のほかには、あるものは日本とは交渉しないけれどもあるいはアメリカ、あるいはイギリスと交渉している国がございまして、その交渉結果はやはりわが国も均てんを受けるということになっております。さらにそのほか、四十九カ国の中でいわゆる後進国と称せられるグループ、さらにこれに参加していない後進国に對しましては、わが国及び先進国は当然オファ―を提供いたしまして、その見返りはもらわないということになっております。

○近江委員 これは交渉段階でお聞きする程度に終わったわけでありましても、また次の機会に一応の妥結がなつてからもう少し突っ込んだ質問をさしてもいいと思ひます。それから万国博の問題であります、この最終の責任はたいがい国が持つわけですか。

○菅野國務大臣 最終の責任は政府です。

○近江委員 そうですね。要するにあと開催まで期間は、大臣も御承知のとおり非常に迫つてきています。まず目先において解決しなければならぬ問題も、たとえば土地の買収の問題もあるし、地元負担の問題もあるし、あと土地利用の問題もあるし、いろいろあると思ひます。こういう点について、たとえば買収については大阪府、あるいはまた地元負担についても地元で話し合いをし、そういつた点が要するにまかし切りの状態になつておるわけですね。それについて地元としては、遅々として進まない、こういった点について政府は一体真剣に悩んで、しかもこれを解決しようとしておるのか、非常にこういう点が私たちとしては疑問に思つておるわけですね。こういう問題について、要するに根本的な決意といふますか態度についてひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○菅野國務大臣 敷地の買収は大阪府が分担するということになっておりますので、敷地の買収は全部大阪府にまかしてあるわけですね。向こうは責任を持つてやりますということなんです。そこであと地の問題も、土地の所有者は大阪府でありまから、そこで大阪府として、あと地をどういう考えをしておるかということ、もう少しはっきりしてこいということですが、しかしあと地の問題については、府ばかりにもまかせぬという考えをわれわれしておりますので、この問題については、もう少し国家的に見て、あと地の利用というところを考へてみたい、こう考へておる次第でございます。

○近江委員 そのあと地の問題ですけれども、けさの読売の記事をごらんになられたでしょうね。これは京大の西山グループが提出しているわけですが、要するにこのあと地の問題について西山グループが案を立てているそれと、大阪府が考へているそうしたあと地の問題、さらに政府が考へている問題、全然ばらばらなんです。どこの博覧会を見ても、あと地の問題というものは、一番最初にこれは検討されておりますし、真剣な取組

みがあるわけですね。もうすでにこの工事が着工しておる、そういう段階において、いまこういつたばらばらな状態で、今後一体あと地のことについてどう考へておるか、これについてお聞きしたいと思ひます。

○菅野國務大臣 あと地の利用の点については、まだ決定してありません。私は、これは万博の永久の記念地でありまから、したがつて各方面の知識を集めてやるべきである。それに対して所有者はいま大阪府でありまけれども、もしこれに對して、政府がその土地を大阪府から買収しなければならぬという場合には、政府が出してもいいということでは私は考へておる、いま即時にきめなければ困るというところにはいつておりません。しかし、あと地の利用というものは早晩きめなければならぬので、ひとつ各方面の意見をこの際聞いて、その上で万端漏なきように、また永久に残るようなものをつくりたいというのがわれわれの考へでありまして、そういう意味で、あと地利用については、ひとつアイデアを持つておる人はできるだけ協会などに申し出てもらうようにしたらどうかというように、私は、私は協会でも言つておるのでありますが、ひとつこれは全国民の知恵をしぼつて、あと地利用ということ考へてみたい、こう思つておるのです。

○近江委員 それは当然考へられるとして、このあと地の問題がいろいろこの委員会等において問題になりまして、相当時間的に経過しておるわけですね。しかしながら、そうした進捗の状況がいつも同じような答弁なんですね。要するに、時期的にそんなあとになつて、こうだ、ああだと言つてもしかたがないわけですね。この点について最終的なそうしたまとめを、大体いつごろまでに考へていらつしやるのか、それについてお聞きしたいと思ひます。

○菅野國務大臣 あと土地利用の問題については、いま言つたように、いろいろ議論をしておる最中でありまからして、甲の人もいろいろ意見を持つておる、乙の人もいろいろ意見を持つておる

ということ、議論をしてもらつておるわけですね。そこで最終的には八月ごろまでにはきめた、こう私は存じております。

○近江委員 それはひとつまた委員会のほうへ正式に発表してもらいたいと思ひます。

それから地元負担の件であります、これは地元の声を聞きますと三分の一の負担になつておる。昨年においては大阪府と大阪府が折半した。関連事業とか考へていきますと、当然近畿全体に考へていかなければならぬ問題ということも言えるわけですね。そこにおいて京都府なんかのそうした意向を聞いてみますと、結局負担はするけれどもそれは交付金をもらいたい、こういった言ひ方をしておるわけですね。たとえば自治省の關係についてどうしようとした調整をはかうしておるか、こうした問題についてお聞きしたいと思ひます。

○菅野國務大臣 地元負担の問題については、自治省と通産省でいろいろ打ち合わせしております。それで、どのように負担してもらふかということ、大体の素案を持つておりますけれども、しかし問題はやはり地元側の意見も尊重しなければならぬというので、今後は地元側の意見も徴して、そして最終的な決定をしたい、こう存じております。

○近江委員 先ほど私もお聞きしようとしておつた問題ですが、地元の定義です、大臣はどのように考へていらつしやいますか。

○菅野國務大臣 地元といへば近畿一帯です。

○菅野國務大臣 具体的に二府六県、それから指定都市、指定都市は大阪市、京都市、神戸市。

○近江委員 いま地元負担のことを聞いてはおりますけれども、何も私は賛成じゃないのですよ。本来はこの万国博というのは国家事業ですから、当然政府が全額負担をしてあたりまえだと私は思ふ。こういう点において、いま三分の一、三分の一のそういう線が出ておりますけれども、これだけの負担というものは非常に大きな負担になるわけですね。当然住民自身にそれがしわ寄せされてきま

す。いろいろな点が考えられるわけです。そういう点におきまして、負担率についてさらに引き下げる、こういった前向きのお考えは持つていらっしゃるのか、それについてお聞きしたい。

○菅野国務大臣 地元の負担ということになりますけれども、しかしこの万博に投じられるものは、公共事業その他いろいろのほうで計算しておりますけれども、この万博のために需要の増加が大体二兆円というものは起こると思えます。その需要の増加というものは、大体がやはり会場付近で起こるのですからして、したがって、万博によって一番恩恵を受けるのがやはり地元なんです。したがって、その点について地元が負担しなければ全部国の負担ということになりますと、たとえば北海道なんか恩恵がないじゃないかというようなことで、いろいろ非難が起こってくると思えます。ですから、恩恵を受けるところが相当の分は負担するということは、すべてはかの公共事業について、もみんなそういう例になっておりますからして、したがって、私はやはり地元が負担してもらいたい、こう思っております。

○近江委員 先ほどの負担率の問題ですが、基準はどういうところから出たんですか、三分の一とか三分の二とかというのは……

○橋本説明員 三分の一、それから国が三分の二というふうなことでございますが、現在、国がいゝるんな事業に補助を出してある場合のその補助率というものを見ますと、大体において三分の二というものが最高に近い線だというふうなことから、国が三分の二負担するというふうなことになるっております。

○近江委員 それから関連事業のことですが、これについて地元では非常にいろいろな計画を立てておるわけです。これについて、建設省あたりと、認可の程度において、その線は話が進んでいゝるんですか、それをひとつ。

○橋本説明員 御説明いたします。関連事業については、当初、近畿二府六県から二兆三千億というものが一応要望としてまいりましたが、いろいろ

その内容等につきましては、万博との関連という以上、地域開発を中心にしたものがかなりございまして、ある程度これにつきまして各省といゝる話合ひをしまして、七千数百億というふうな、一応要求数字が出たわけでございます。したがって、それに基きまして、現在道路が中心になります。道、河川それから鉄軌道、こういったものにつきまして、関係各省は地元と話し合ひをいゝま進めております。中央といゝましては、大体六月末までにはそういう関連公共事業の範囲なり規模なりというふうなものをきめるといゝこと、現在作業をしております。

○近江委員 いままでに万博についてはいろいろな問題が出ておるわけですが、各国のいままでの経過から見ますと、相当工事がおくれているわけですね。これについて大臣として、この間の分科会において、日本人の技術を述べられて、必ずやれるというふうな御意見でありましたけれども、ほんとうに自信はあるのですか。

○菅野国務大臣 土地造成が少しくれておりますけれども、カナダなどの例を見ても、建築や何かはおくれないように思っております。

○近江委員 それから運営上の、運営というか、現在の準備のための運営ですが、協会自体も、東京、大阪、そういうふうな点で、新聞にも非常にそうした連絡の不備といゝますが、そういういろいろな問題もあゝりますが、今後そうした機能的な面において一元化するとか、要するに、非常にそうした点においてもみな心配しているわけなんです。こういう点についてどのように考えていらゝるか。

○橋本説明員 協会の機能は、御承知のように東京と大阪というふうな、事務所が分かれておりますので、先生のおっしゃる点はございゝます。したがって、現在の段階におきましては、どちらかといゝますと、かなりいろいろな面におきましてプランニングの段階でございゝますので、主力を東京にというふうなことでやつております。それから建設が具体的に進む段階になりますと、これはやはり現場といゝますか、大阪が中心になりますので、中心を大阪に移動するというようなことで計画を立てておゝまして、そういう形によつて、十分事務の進捗に支障を来さないように考えております。

○近江委員 将来いゝまのその機構のままで押していかれるわけですか。

○橋本説明員 三月末現在で、協会は二百五十名程度でございゝます。しかし四十二年度、いわゆる本年度におきましては、四百名前後くらいに増員をすることを現在話し合っております。そしてすゝでにある程度の人も具体的に採用しております。それから最終年度におきましては、モントリオールでは九百八十名になっておゝりますが、こちらのほうはモントリオールと仕事の形態がやゝ違ひますので、若干それを下回るかと思ゝますが、相当の機構の整備は必要であろゝというふうな考えておゝります。

○近江委員 この万博の問題については、これからまた工事が進んでいゝばいろいろな問題が出てくると思ゝいます。その時点でまたいろいろな質問したいと思ゝいます。きょうは非常に昼も回つておゝりますし、これで私の質問を終わりたいと思ゝいます。

○島村委員長 岡本富夫君。

○岡本(富)委員 大臣、食事をしていないそうですが、じきに終わります、私も食べていゝせんから……

最初に資本の自由化、いま日本で各産業も非常に期待しておゝるような状態でありまゝすけれども、この資本の自由化について、大臣の対策を簡単にわかりやすく説明していただきたい、こう思ゝいます。

○菅野国務大臣 ただいま塚本委員にもお答えしたのでありますが、資本の自由化についての基本的な考え方と申しますか、前向きでいくというこゝとは、きょうの閣議でもそういう決意をしたのでありまして、前向きで資本の自由化に対処しようというこゝになっておゝります。私から申すまでも

ないことではあります。資本の自由化によつて、新しい技術の開発、また資本力の増大、あるいは経営の合理化というような利益があるのでありますからして、これらを取り入れて、日本の産業の今後の発展に資したいという考えを持つておゝりますが、同時に資本の自由化によつて、日本の市場の混乱、あるいは個別的な産業の打撃というやゝなことは受けないような準備体制、体質改善などして、そして自由化を進めていゝきたい、こう存じておゝる次第でございゝます。

○岡本(富)委員 いま大臣から総括的なやゝな答えがありまゝしたが、日本の産業は御承知のように九九・四%まで中小企業です。特に大阪ですからよく御存じだと思ゝいますが、この中小企業をかゝえたところの現代の日本の産業状態ですが、非常に小さな企業が乱立しておゝる。また過当競争をしておゝる。そしてこういうやゝな状態において外国資本が入つてきまして、りっぱな技術が入つてきたと申しますと、それがたちまち群を抜いてしまつて、そして寡占状態になつてしまゝう。そういうことになりまゝすれば、日本の現在の中小企業といゝものは一たまりもなくつぶれてしまゝう。こういう見解について、大臣の確固たる信念と申しますか、また施策について、お願ゝしたいと思ゝいます。

○菅野国務大臣 資本の自由化について打撃を受けるのはお話のとおり中小企業でありますから、したがって、中小企業に対しては特別に各観点から、この資本自由化に対してどうしていいかという対策をいゝま練つておゝる最中でありまして、資本の自由化は、自由になれども自由化を認めるというわけではないのでありまして、大体日本の産業が対立し得る状態になつたときに自由化を認めるという方針なのでありますからして、したがつてこれを五年間の範囲内においてやりたいというこゝで、対立のできるものから自由化を認めていく。それまでに中小企業の体質の改善、構造改善などをやつて、そして、これならば自由化してもいい、しかもその自由化も、あるいは五〇

％に近くして二〇％くらいならいけそうだし、うような場合には二〇％で自由化を認めるとかいうようなことで、中小企業が打撃を受けないようなことにについては特にわれわれのほうでもいまだ研究いたしておるのであります。

○岡本(富)委員 まだ研究中だそうでありますから、そのつどそのつどひとつ国民の前に明らかにしていただきたい。そうでないとい、外資が上陸してからあわてて対策を立てるようではおそいと思ひます。

そこで、いま私の一番懸念しますところは、事業面はそうやって対策を立て、また一ぺんにやるんじゃないといふことを聞きまして若干安心いたしました。が、外国の資本の入る会社あるいは企業、そこに雇われておる人たちが、すなわち、労務対策です。現在まで神戸とか大阪にはそういう小さな、また外人系の会社がありますが、その外人人が経営をやめて帰ってしまったら、もうあとは一ぺんに路頭に迷ってしまう。ある新聞の報道によりますと、日本タイプライター会社、この会社が、四百人近いところの従業員がおったが、四月の初めに解雇通知をしております。そしてその人たちはいま非常に困っておる。最初スベリーランドという名前に引かれて入社したものの、帰ってしまったら、あとどうしようもないというやうな状態にあります。こういう面はお考えでしょう。

○熊谷政府委員 資本自由化に対する労務面でございしますが、これは欧州の例でございしますが、御承知のように、技術者の引き抜きとか、労務者の引き抜き、さらには、いま御指摘のございました大量解雇というやうな問題が、一、二欧州でも出ておるようでございます。外資の経営方針といたしましては、採算に合わないとなりますと非常に簡単に工場をやめるという傾向があるのは事実でございます。したがって、この資本取引の自由化は、経営面のみならず、やはり労務面についてもある程度の対策を今後講ずる必要があるといふことは、御指摘のとおりだと思ひます。現在通産省

といたしましても、また、特に労働省といたしましても、この問題を検討していただいておりますわけでございます。そこで、根本は、私も、外資がその国の労働慣行に従わずに自分の国の労働慣行で押し通すという点が問題だと思ひます。

そういう点は、これは政治的にもあるいは世論としても、入ってくる以上は外資に強く訴えたいと思ひますが、それと同時に、われわれとしては、そういう場合は外資もいろいろな事業計画はあるだろうと思ひますから、工場をやめるといふ場合は、十分事前にやはり連絡をせよといふことは、そのあと始末をしながら事業を撤退するといふやうな形をせよといふことも、かように考えておるわけでありまして、具体的な方法につきましては、現在労働省等でもいろいろ研究をいたしておりますので、十分労働面に対して急激な刺激がないやうに配慮してまいりたい、かように考えている次第であります。

○岡本(富)委員 じゃ、いままでこういうことは考えたことはありませんでしたか、あるいはまた、どういふ対策をとられたのでありますか。

○熊谷政府委員 先ほど御指摘の事例は最近起こったものでございしますが、従来は御承知のように、個別審査をいたしまして、嚴重な話し合いの上には外資を認めないという、最近御指摘のやうな事例が出たわけでございますが、今後自由化を進めていく段階におきましては、そういうケースがふえてくると思ひます。そういう意味で今後対策を強化したい。いままでのところはそういう事例は初めてでございますので、たくさんな事例は出ておりませんので、特段の対策はとっていないといふやうな率直に申し上げて現状であります。

○岡本(富)委員 そういう問題は、これは初めて出た、いままでこんな問題はなかった、こういうやうに説明していらつしやるのですけれども、一つの事例をあげますと、兵庫県に宝塚といふのがあります。少女歌劇のあるところなんです。あそこには清涼飲料水の会社があるのです。その社長はイギリス人です。ここはもう何十年とやっているの

です。十年來の交渉をやっておりますけれども、いまだに全然対策も変わらないのです。大体定年が男が五十歳、女が四十歳、就業規則なんといふのは十年前のものである。基準局のほうに申し出て、外人のほうの会社はそのままにしたいといふやうな、何か治外法権的なやうな感じでありまして、ですから、いま説明なさった方が、こんなのは初めてとおっしゃいますけれども、神戸においても、いづいぶんあるのです。知らなかつたのじゃないでしようかね、どうでしょうか、大臣。

○熊谷政府委員 私がこゝろが足りなかつたかと思ひますが、先ほど申し上げましたのは、大量解雇の問題を申し上げたわけでございます。いわゆる労働管理といふことも、労働条件の問題につきましては、いろいろ問題があると思ひます。

たとえば日本は大体退職規定がございしますが、外資系の会社におきましては退職規定がない。あるいはまた、日本は住宅手当といふやうな制度がございしますが、あまり外資系の最近の会社はそれをとっていない。そのかわり、賃金ベースが高いといふやうに、労働条件といふことが、そういうものについて外資系の会社と差があるのは事実でございます。われわれもそのすべての実態を調査はいたしておりますが、先ほど御指摘のやうな非常に酷な労働条件といふことも、労働基準法に違反するやうな労働条件をしておるというものは、これは外資系の会社であるから治外法権といふわけにはまいらないと思ひます。これは国内に参りました以上は国内法人として、同じく国内法の適用を受けるというところでございします。これは労働省の問題でございまして、私あまりそういう事情は、残念ながら現在のところ知っておりませんが、もしそういう事例が多々あるといふことでありますれば、労働省とも十分連絡しながら是正してまいりたい、かように考えております。

○岡本(富)委員 あまり知らぬけれども説明したといふやうな、何かあやふやなやうに聞こえますけれども、国の為政者として大臣は、今後こうして外資がどんどん入ってくる、そうして経営者が

外人になつてくるという面に対しては相当前向きに取り組んでいきたいと思います、日本人は働くだけで、あとはたいへんなことになる、こういうやうな状態がたくさん起こると思ひますので、一言申し上げたわけでありまして、したがって、また次の機会に労働省のほうでよく検討していただいて、ひとつは正していただきたい、こう思ひます。

次に申し上げたいことは、小さいことですが、お教えいただきたい。今国会に提出されました振興事業団の問題について、三、四尋ねますが、この事業団法の内容を読みますと、いままでの指導センターと助成措置、これが一緒になつただけで、何ら前進していないのじゃないか。口の悪い連中は、指導センターは企業診断をする養成をするところである、それから助成措置、これは銀行だ、大学と銀行が集まつたみたいなの、これで何ができるのだといふやうなことを言っている人もいますけれども、大臣の所信をひとつお願いしたいと思ひます。

○菅野国務大臣 中小企業振興事業団のことにつきましては、先般御説明申し上げたことでありますが、高度化の資金とそれから指導センターと単に合わせたといふだけのものでは決していないのであります。この中小企業の問題については、もうすでに皆さん方ともなわれわれも中小企業の育成といふことを叫んでまいつたのであります。が、中小企業の問題は決して消えていないのであつて、ますます中小企業の問題がやかましくなつてきております。これは最近においては特に高度成長の結果のひずみとして、中小企業並びに農業などが生産性が低いといふ意味においてこのひずみがだんだんと大きくなつてきたといふことが言えると思ひます。そこで、どうしても中小企業の問題は、ことに日本の産業では中小企業といふものが非常に重要な役割を演じておりますから、その中小企業をひとつ根本的に何とかしなければならぬといふことで今度考え出したのが中小企業振興事業団でありまして、いままでは中小企業が困つておつたら金を貸したらいいとか、利

子を安くしたらいとか、あるいは困れば零細企業ならば、たとえば無担保資金を融通するとかやっておりますが、同時に今後中小企業はいかにあるべきかということなどについて指導していくことも必要じゃないか、そのほうがむしろ親切なやり方じゃないか、ただ金を貸すだけではいかぬのじゃないかということ。それからまた、中小企業自体が単独企業であるがために大企業に押されるというようなこと、ことに下請業者などが親企業から圧迫されるとかいうような事例も多々あるものであります。したがって、中小企業が協業行為あるいは共同行為をとることによって大企業に對立し、あるいは親企業に對立するということにやってもらいたくない、そういう指導をしたいというようなことで今度の中小企業振興事業団をつくるのであります。この点については、われわれといたしましては、その事業団によってひとつ何とかこの中小企業の問題の解決をはかりたい、こう存じて、みなそれぞれがたい決意を持ってこれに臨んでおる次第であります。

○岡本(富)委員 たい決意を伺いましたが、いままでの指導センターと助成措置、それと今度の事業団と、この点が前進したのでしょうか。私もこの法文を見ますとそう変わっていないように思うのですが、どことどこが具体的に前進したのか、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○影山政府委員 お答え申し上げます。高度化の資金と中小企業指導センターとを単純に合体をして中小企業振興事業団を今度創設いたすことにしたわけではございません。それらを合体いたしました結果、相当程度の前進があるわけでございます。

第一点は、先ほど大臣から御説明ありましたように、従来高度化資金で団地等の共同化、協業化事業を進めておったわけでありましたが、それは金を流すだけであって、指導の面が一体になっていなかった、指導の面が欠けておったということで、この指導面と助成面とを総合化する、一体化するということが一つの大きな基本方針だったと思

いますが、中小企業指導センターは、従来の事業がいわば中小企業の指導者の養成、研修の学校のようなものであって、必ずしも直接に中小企業者の指導に乗り出すという体制にはなっていない。今度の配置を増員いたしまして、直接相談を受けるし指導もできる、もちろん県と一緒にやってやるわけでございますけれども、そういうことができないというふうなことになるわけでございます。

それから第二点といたしましては、従来の中小企業高度化資金につきましては、県と国とで五〇%までの融資割合をもって助成をするということになっておったわけでございますが、従来の制度は単価の頭打ち等ございまして、実質の助成率は三五%ないし四〇%となっておったわけでございます。そのところを、今度は中小企業振興事業団を創設することによりまして、六五%のもの、七〇%のものと及び八〇%のものというふうな実質的に助成割合も確保していくことにいたしましたわけでございます。

それからもう一つ、第三点といたしましては、従来高度化資金は県を通じて貸し付け助成をいたしておったわけでございますが、そのために二県以上にまたがる場合にございましては従来対象になっていなかったわけでございます。たとえばボラントリーチェーンを助成の対象にいたします場合も、大阪府なら大阪府内のボラントリーチェーンでなければならなかったわけでございますが、本部が大阪府内にありまして、神戸とかあるいは奈良県とかいうようなところに店舗が散在しておるといふような場合も、今度は中小企業振興事業団の直接の助成ができるというふうな体制になりますので、そういうことで広域にわたってこの活動ができるというふうなこともあるわけでございます。

さらに指導の面につきましては、啓蒙指導というふうなことも必要でございますので、情報提供の活動というふうな点につきましても予算を計上

いたしております。従来の中小企業指導センター以上に積極的な啓蒙指導を行なっていくというふうなことも考えておるわけでございます。いろいろそういうふうな点がございまして、従来の制度よりも数段の前進を見ておるといふふうに私どもは考えておるわけでございます。

○岡本(富)委員 いまお話がありましたように、従来の高度化資金ですが、これはなかなか借りられない。これはもう現地の声でございます。その中に入った市町村の指導する人たちが非常に困ったわけですね。いまま聞いて少し安心をいたしました。そうすると、今度は診断は県の要請がなくても、事業団が直接行って中小企業に相談できる、こういうふうになったわけですか。

○影山政府委員 原則といたしまして、県と協調いたしまして指導することになっておりますけれども、今度振興事業団の業務につきましては、直接の指導もできるということにいたしました次第でございます。

○岡本(富)委員 そうしますと、旧の指導センターでは百二十五名いたのです。これに対して四十名の新規の採用があると聞いておりますけれども、四十二名の新規採用では日本に一道一都府四十二県ありますが、これはどうでしょうか。親切に一つ一つの相談に応じて、それで企業診断ができるのでしょうか。

○影山政府委員 従来の指導センターの定員が百二十五名であることは先生御指摘のとおりでございます。その中にも、やはりコンサルタントがたしか三十数名おるわけでございますので、それに四十名の中でやはりコンサルタントも相当部分を占めるわけでございますから、従来の人員とこれから増加する人員と一緒にしまして、できるだけ体制を固めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○岡本(富)委員 それで、従来の高度化資金のほうの工場団地の資金ですね。普通に説明を聞きますと、半分貸してもらえらるからというので、これはいい話だ、こういうわけで中小企業の経営者が

集まって、そして申請するのです。ところが地域によって、土地にしても全額出さない。そうすると、うかうかすると二分一だということだったのが四分の一になったり、それで結局はあとで資金繰りで困っているという状態です。しかし、今度はいまのお話によると全額貸すのだ、全額のうちの半分だ、そういうふうに解してよろしいでしょうか。

○影山政府委員 事業団の方法につきましては、業務方法書等でこれからきめていくわけでございますが、少なくとも従来高度化資金の対象となっておりました場合には、土地の単価等につきまして、予算単価というものがきめられておりました、そういうところで頭打ちになっておりました、先ほど御説明申し上げましたように、実質三五%くらいの助成割合にしかならなかったわけでございますが、今度は六五%まで実態に応じて貸し付けを行なっていくという方向でやっています。いと思っておるわけでございます。

○岡本(富)委員 大臣、実はこの国会においてこの法案が通過するわけですね。それからあとで規則をきめていくわけですね。そうしますと、ぼくはいつも思うのですが、じゃ半分なら半分貸してくれろのだ、こういうことでいいじゃないですか、こういうふうな私どもは思っている。いよいよ借りにくいと、先ほど話があったように、それは頭打ちだ、その土地は五万円する土地だけれども、国としては一万五千円しか見てない、だから七千五百円しか貸せない、こういうふうなやり方のうちに私は思うのであります。そうでないかも知れませんが、しかし、したがって、いま総額全部のうちから二分の一出すのだ。これをばっかり大臣の口から聞いておきたいと思うのです。どうでしょう。

○菅野国務大臣 ただいま中小企業庁長官が答弁したとおり、大体その方向でいきたい、こう考えております。

○岡本(富)委員 大体と言われますと、大体というのは非常に差が出るのです。そうすると十億か

るところの団地をつくるのに、大体こちらのほうで予定するのは五億、今度六五%ですから三億五千万円、二十人でつくる、こういつたときに、大体こうきめてあるのだから、今度はこちらと変わって、いろいろの頭打ちをつくったけれども、三億五千万円ではだめだ、五億五千万円かかるのだ、こう言われますと、これは一ぺんにこわれてしまふ。ですから、これは土地の相場がありますから、五千万円の土地を十億円かかったなんていうと、それは間違ひですけれども、大体の相場あるいはその単価によってきちんと総額の六五%を助成する、貸す、これははっきり言えますか。

○菅野国務大臣 それは正當な価格であり、また企業の立場、観点から見ても、企業効率のあがる事業であれば、それは六五%貸す、半分貸すということ、それは言えると思います。企業経営者の立てておる計画が不当な——不当という用語があるが、少し企画性がない、合理性がないというふうな場合には削る場合がそれはあり得ると思うのです。だからして、こういうような計画のもとで事業をやる場合に、企業性があるという場合にはできるだけ融通すべきだ、こう私は考えておるのです。

○岡本(富)委員 實際に申請するときは予備申請をするわけです。そうして検査を受け、それで許可が出るわけです。それから本申請をするわけです。實際は、膨大な資料が要るわけです。ですから私の言わんとするところは、いよいよ本申請をする段階になって、そしてあとになってから、先ほど聞きましておったのが、これが五億しか出ない、こういうふうになりまして、中小企業というものは非常に困るわけです。その点ひとつはつきりしておいてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○影山政府委員 先生御指摘のような事例も間々ないではないわけですが、従来の高度化資金の場合におきましても、それから今後中小企業振興事業団の融資の場合におきましても、前提

といたしまして診断を行なうわけでございます。事業計画の診断、あるいは個別企業についても診断を行なうわけでございますが、その診断の結果妥当だと認められたものにつきましては、できるだけ貸していくという方向でやっていきたいと考えておるわけでございます。

○岡本(富)委員 いま私が申しましたことが、もうひとつびんときていないと思うのです。あるいはまたわかつているんだけれども言えないのかも知れませんが、予備申請をして、いよいよこれならだいたいようぶだというふうになってから、今度は本申請するのです。これは私に言いかと申しますと、従来のあり方は国のほうでちゃんと申すまで、本申請をいよいよ出す段階になって出た。ところがそこに金額が変わってきたために、今度は話が違ひじゃないかというところで中小企業の経営者たちがしり込みして逃げたわけなんです。そうすると、今度これを直接担当したところの市の吏員ですが、要するにいままで国の出先としてやった人が頼みにならなければならぬ。ひとつこの前お願いしたやつをよろしくお願いいたしますと、初めは中小企業のほうをお願いいたしますと、言っておったやつを、今度よろしく願います、そう言わぬとかつこうがつきまosenのや。そうすると、中小企業の場合は、市のほうは困っておるぞということ、こういう状態をちょっと見てまいりました。市の係りの人たちが苦しんでおる状況を除去してやらないと困る、こう思いますので申し上げたわけです。

○菅野国務大臣 いままでそういう事例があったと思ひます。これはやはり県市というふうなところで食い違ひがいろいろあったのではないかと思ひますが、今後は事業団自体にいろいろそういう点については、申請をして、企業診断をして、そしてひとつ御迷惑をかけぬようにできるだけ指導したい、こう思っております。

○岡本(富)委員 その点はひとつよろしく願ひいたしますが、そこで、従来の団地の資金の返還の期間ですが、これは従来は大体何年であります

とか。

○影山政府委員 十年でございます。

○岡本(富)委員 今度ほどのくらの期間になりますか。

○影山政府委員 ただいま大蔵省と折衝いたしておりますが、十年から二十年の間で考えております。

○岡本(富)委員 こういうように、十年から二十年といふと、十年間の差があるのです。だからそういう面もはつきりひとつやってももらいたい。えらいこまかいことを聞きましていただいても、教えておいてもらいたい、こう思います。その点も早急にきめていただきませんと、やるほうでは計画が立たない、こう思うのです。

次に、いま大臣からお話がありましたように、中小企業を守るために協業化をするのだ、そして一本にまとめて今度の自由化に向かつて防備をするのだ、こういうようなお話がございましたが、この中に第五条の二十のところに余剰金の配当は出資の口数に応じて行なう、こういうようにございます。会社では株に相当するということだと思ひますが、なににするにしまして、中小企業はやはりもうかるかもわからぬかできるわけですから、そうすると協業になりますと、いままで自分の仕事だったから非常に力を尽くしてやっていた人が、日本人の悪いくせですけれども、往々にして全力を尽くさない。そうすると金だけではちょっとだめじゃないかと思うのですが、どうでしょうかね。要するに、資金を出した出資の口数に応じてただだけの配当金、余剰金、こうなりますと、そこちよつとトラブルが起こってくるんじゃないか、こう思うのです。

○影山政府委員 今度国会に提案いたしました御審議を願ひます協業組合の制度は、先生御承知のように、従来協同組合という制度がありまして、そこで協同事業をやっておったわけでございますが、この協同組合につきましては一定の原則がございまして、一人一票主義であるとか、あるいは剰余金の配当につきましては従事分量配当にする

とかいうことで、一人一票主義をとっておるわけでございます。そういう点が従来企業体としての活動に不十分な点があるというところが強く叫ばれておったわけでございます。今回この協業組合制度を制定いたしますに際しましては、議決権につきましても、簡単に申しますと半分は出資数に応じて、半分は一人一票というふうなシステムを立てておるようなわけでございます。また剰余金の配当につきましても、出資口数を原則といたしますが、やはりこれも組合でございますので、先ほど議決権のときに半分までしか出資口数に應ずるところの議決権を認めないというふうな規定をいたしておりますように、定款で定めます場合は従事分量配当もできるというふうな弾力性も持たしておるわけでございますが、いづれにいたしまして、この協業組合というものは、従来の協同組合制度がロットデールの原則に従つておるよりも、さらに企業体としての活躍というものを眼目に置いた制度でございますので、ある程度出資口数に應ずる剰余金配当というふうなこともやむを得ないのではないかと、ところで踏み切っておるわけでございます。

○岡本(富)委員 出資口数ということでありまして、自分はその仕事をせず出資だけしておく、そうしてあと余剰金ができればそれを分配してもらえ、こういうふうなシステムになつておるのですか、どうですか。

○影山政府委員 協業組合のメンバーというのは、従来の自分の仕事はやめまされけれども、出資者としてこれに参加するわけでございます。また役員としてこれに参加するわけでございます。単純な出資だけをもって隠居しておるというふうな形にはならないもの、こういうふうな考えております。

○岡本(富)委員 と申しますのは、兼業の場合がある。自分が別に職業を持っておつて、それで協業組合に入る。これはよろしいと承つておるのですが、その場合やはりよいリーダーシップがないと、結局先で行き詰まってしまう、こういうふう

そのような状態でもってしか企業は立っていけない現在の状態です。ですから、ただいまお聞きしますと、射出成型のほうは調査ができておって、あとの積層のほうはできていない。これは逆だと思ふのです。ほんとうは積層のほうが先に日本の国には早く渡って、射出成型はあとになっているのです、事業の沿革としまして。ですから、その点をいうこまかいところに対しては若干机上の計算要するにプランが、ほんとうに業界を守る、中小企業の育成ということに対しての配慮が欠けておる

私どものほうから積極的に調査をいたしておるわけでございます。その調査の結果、違反の事実が明らかなものにつきましては、地方通産局が立ち入り検査を行なっているわけでございます。こ

○岡本(富)委員　じゃ大臣からちよつと答えてください。

○菅野国務大臣　その人員は私のほうでちよつとわかりかねますが……。

て、国の九九・四%までであるところの中小企業はどうしようもない、こう考えるのです。大臣のひとつ決断をお願いしたいと思います。

○菅野国務大臣　先ほど長官からもちょっとお答えしましたが、通産局も立ち入り検査ができるよ

廃液を流すようにという指示をしたというように
 出ておりますが、事実でしょうか。
 ○吉光政府委員　水俣病は、先ほどお話ございま
 したように昭和三十一年に問題になりまして、そ
 の後厚生省の食品衛生調査会を中心にいまして

と調査会で調査団を編成いたしました。この原因の解明に当たつたわけでございますが、三十四年の十月に一応食品衛生調査会の中間の形での答申が出ておりまして、その中間答申で有機水銀説とすることが答申されたわけでございます。その翌月の十一月に、実は同系統の工場に對しまして、いまお話に二百社程度とございましたが、実は同系統はそれほど多くはございませんで、要するにカーバイド系統からアセトアルデヒドを取つておりました工場は、当時で新日本窒素水俣工場を含めまして五工場あつたわけでございます。これらの同種の系統の工場に對しまして、廃液中の水銀の含有量について調べて報告するようにというこの通達を出したわけでございます。この水銀の含有量は、これは当時、トータル水銀でありまして、有機、無機合わせたものについての含有量がどの程度のものが流れておるかということについて調査をいたしましたわけでございます。その後さらにその調査等を参考にいたしながら、それぞれの工場の現地の立地状況等に應じて、それぞれ工場でなし得る限りの排水についての処置をとるようというのを指導いたしておつたわけでございます。

○岡本(富)委員 いまお聞きしますと、やはり昭和三十四年の十月に約二百カ所の工場に對して、水銀の状態を報告するように、またやつたことを報告するように、こういうふうに聞きました。この水俣病で、水銀中毒であるというような答申が出た。そうすると、工場排水というものは、これは通産省の管轄じゃないでしょうか。報告ですと、これは悪くいえばどうでも報告できます。あのときには大ぜいの人が死んだりあるいはまた病氣になつた。為政者として、通産大臣はその当時とかわつていますけれども、通産当局として、直ちに飛んでいって、その工場、それに類似したところの工場に對しては、立ち入り検査をして、そしてこういうような災害を防ぐのがほんとうではないかと私は思う。人命をあまりにも軽薄に考える。ただ企業から報告だけを受ける、これ

ではあまりにも私は責任がないのではないかと思ふのですが、どうでしょうか。

○吉光政府委員 先ほどの中間答申で有機水銀説のお話を申し上げたわけでございますけれども、実は当時この原因につきましてもいろいろな異説等もございまして、中間答申的な形で有機水銀説というものが出たわけでございますけれども、ただその有機水銀がどの過程で生成されるかという点につきましても結論を得ていなかったわけでございます。したがって、通産省といたしましては、当時とり得ます最大の措置といたしまして調査を依頼いたしますと同時に、さらに各工場に對しまして、要するにそういう有機水銀説というものがあるに對して、その生成過程がどういうことであるかというこの結論を待たずして現実の工場の排水等についての指導を促してまいつたというふうなわけでございます。

○岡本(富)委員 水質保全法や工場排水法、こういう面から見まして、私は、この当時にも有機水銀説が出た、ただ説が出ただけでありまして、ただ工場からこの報告だけをさせる——聞けばこの阿賀野川の昭和電工は排水法の試験はしてなかつた、またそのほかの沈んでん装置やいろいろなさういふことはしてなかつた、こういうふうに聞いておるのです。その点について私は、通産当局の怠慢である、また人命を軽視したところの大きな誤りである、こういうふうに思うのですが、どうでしょうか。

○吉光政府委員 先ほど申し上げましたように、調査の回答でございすけれども、昭和電工の鹿瀬工場の回答は当時参つておりますけれども、現在と違ひまして、当時まだ水銀の分析検定技術というものが未発達でございまして、昭和電工の鹿瀬工場から報告が参つておりました数字によりまして、検出当時の分析の検定限界でありました。○P.P.M以下であるというふうな報告を得ておるわけでございます。と同時に、昭和電工におきましても実は処理施設、排水施設等はつくつておらなかつたわけでございます。これは御指摘の

とおりでございすが、当時昭和電工としてとりました措置といたしましては、アセトアルデヒドの製造工程中に水銀の捕集器を設置しますとか、あるいは排水をさらに還元いたしまして回収して、できるだけ排水中に含まれる水銀の量が少ないような形で処理する方式と申しますか、排水をさらに回収して用いるというところまでの手当てを行なつておるわけでありまして、他の工場等につきましても、その後さらにだんだんと、除濁池でございすとか、調整池でございすとか、そういうふうな方式の施設を整備いたしてまいりましたけれども、昭和電工につきましてはそういう施設まではつくつていなかったというのが現状でございます。

○岡本(富)委員 通産当局は報告だけ受けて判断する。いまの話をお聞きしても、国民の命がそうやってむしばまれてゐる。公害の問題でありますけれども、それに対して工場排水の状態を——あの辺にもやはり通産省の出先機関があるはずで、いま聞きますと、全国に二百カ所くらいしかありません、重要なのは五カ所くらいです。それに対して特別出張して、また地元の水質試験所あたりともよく協力をして手を打つておけば、今度の阿賀野川の問題ももっとはっきりし、そして防げたのではないかと、こう私は国民の一人として考えるときに、今後起こってくる問題についてもすつて報告を受けておるだけでは相ならないと思ふのですが、大臣、どうでしょうか。

○吉野國務大臣 公害の問題につきましては、総理の施政演説の中にも言つておりましたとおり、政府といたしましては真剣に取り組むということをお言ひしておるのです。通産省といたしましては、公害の加害者側の立場でありますから、その公害の発生を除き、また未然に発生を防ぐというように指導するのが役目でありまして、したがって、いろいろ問題が起こつた場合には、その施設を調査して、公害の発生しないように指導していくのが通産省の役目だと思ひますので、そういう点においていままで抜かりがあつたと思ひますれば遺憾

だと思ひます。今後は、住民に関する重大な問題が起こりますれば、直ちに調査して、そういう公害の発生しないように強力に指導したい、こう存じております。

○岡本(富)委員 この問題は、もうこれ以上の追及はよしすけれども、今後の問題といたしまして、いま大臣が所信表明されましたように強力にやつていただきたい。これを最後にお願ひして終ります。

○田中(武)委員 先ほどの近江委員の質問に関連をいたしまして、大臣答弁で一言だけ意見を留保しておきたいと思ひますので申し上げます。万博の会場の負担費の問題で、地元の二府六県、すなわち近畿全体だ、こういうお話であります。私は兵庫縣であります。この委員の中には、和歌山縣、奈良縣等の方もおります。したがって、大臣がそうおっしゃつたので、黙つておるとこの委員会で了承したように思われるので、われわれ了承しないということが一つ。

それから、公益事業については地元が負担するのが例である、こういうふうには大臣はおっしゃつた。これはおそらく受益者負担の理論であらうと思ふのです。なるほど道路法あるいは河川法には受益者負担の規定があります。したがって、この次にはこの受益者負担という問題をもう少し掘り下げて、それから地元とは何ぞやということをやりたいと思ひますので、保留しておきます。

○島村委員長 次会は明二十四日水曜午前十時十五分理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時五分散會